

御意見の内容及び御意見に対する考え方

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
1	FIT・FIP 制度	第1ラウンドの選定事業者決定（2021年12月24日）及びFIP制度開始（2022年4月）から3年以上が経過した今となって、「FIP制度への移行が可能となること」を明確化する狙いと目的を明らかにして貰いたい。貴省は大幅な公募ルールの変更を2022年に行ない第2ラウンドの公募入札を行なっていることを踏まえると、2022年の公募ルール変更のタイミングで「FIP制度の移行が可能となること」を示すべきだったと考える。	第1ラウンドの公募実施（2020年11月～2021年5月）が、2022年4月のFIP制度開始前であったため、公募実施時点の公募占用指針にはFIP制度への移行に関して規定していなかったところですが、2022年4月のFIP制度開始以降、もとより認められていたFIP制度への移行について、今般、価格調整スキームや保証金増額等の措置を講じるに当たって公募占用指針の改正の必要が生じたため、他の改正事項と併せて、法技術的な観点から、規定の明確化を行おうとしたものです。
2	FIT・FIP 制度	長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域の公募占用指針に関するパブリックコメント（結果の公示日：2020年6月24日、意見番号：424）において、貴省は「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません」と明確にご回答されておりました。 しかしながら、今回FIP制度への移行を容認される方針は、過去の説明との整合性を欠くものであり、公募手続における公平性を損なうおそれがあるとともに、公募制度全体に対する信頼性の低下につながることを強く懸念しております。 つきましては、過去のパブリックコメントにおいてFIP制度への移行を明確に否定されていたにもかかわらず、今回それを容認するに至った理由および、その判断が公募制度の公平性から問題ないと考えられているのかについて、具体的かつ明確なご説明をお願いいたします。 【バブコメ424番】 https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155201102&Mode=1 「FIP制度への移行条項」を公募占用指針に追加することが、公募の公平性を損なうものではないことを、他の公募参加者や国民全体に対して十分に説明し、理解を得ることが極めて重要であると考えます。	2022年4月に開始したFIP制度は、電力市場の状況にかかわらず原則常に固定価格での売電となる従来のFIT制度の課題を踏まえて制度改善を図る観点から、発電事業者が発電計画の策定を求めるとともに、発電事業者の売電収入を時間帯ごとの電力市場価格に連動させることなどにより、国民負担を増やすことなく、再エネの電力市場への統合を促すものです。FIP制度では、FIT制度では認められていた再エネ電気の買取保証が無くなることから、自ら卸電力市場での売電又は相対取引を行う必要が生じます。政府としては、FIP電源の公益性に鑑み、関係審議会等でもお示ししているとおおり、将来的には洋上風力を含む全再エネ電源についてFITからのFIP移行が望ましいと位置づけているところです。 一方、洋上風力促進WGにおいて、長崎県五島市沖の公募占用指針に係るパブリックコメントの回答は、誤解を招きかねず、政府の説明不足の結果、公募制度に係る予見性が事後的に損なわれたとの信頼性について、懸念を生じさせたのではないかな等の指摘がありました。以上の点を踏まえ、第1ラウンドの公募占用指針におけるFIP移行に係る規定の整備について、まずは第2・3ラウンドの選定事業者の事業環境整備の検討と具体化を進め、その状況を確認した上で最終整理を行うこととします。
3	FIT・FIP 制度	現在示されているFIT価格を、そのままFIP価格として適用する運用は、Round2およびRound3の落札事業者が受けた支援措置と比較して、著しく不公平である。特定の一事業者に対して便宜を図るような運用は、国民負担の上に成り立つ再エネ制度の信頼を損なうものであり、断じて容認できない。 また、Round2以降に導入された「ゼロプレミアム（3円）」水準についても、Round1の高水準FIT価格が参照されたことは、洋上風力促進WGおよび調達価格等算定委員会の議事録等から明らかである。仮にFIP転換を認めるにしても、入札価格を基準としたプレミアム金の交付は行わず、3円相当の水準でのFIP適用とすべきである。 そもそも今回の事案は、実現性の低い提案を見抜けなかった資源エネルギー庁の審査体制に問題があったと考えられる。その経緯を明らかにし、国民に対して丁寧な説明を行うことは、行政の責任である。 制度変更を通じて一部事業者に不透明な便宜が図られるような運用が行われれば、日本のエネルギー市場全体の健全性が損なわれ、国家公務員に対する国民の信頼も大きく損なわれる。こうした変更は断じて認めるべきではない。 https://www.meti.go.jp/shingikai/santeii/103.html https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/saisei_kano/yojo_furyoku/011.html	再エネ海域利用法の公募は、ラウンドにより公募実施時期が異なることから、当該公募時点でどの技術に事業者がアクセス可能かといった点や、国内サプライチェーンの形成等によるコストダウンの恩恵をどこまで享受できるかといった点、さらには、当該公募時点で整備されている制度的環境についても異なります。また、公募実施時期が同じである場合でも、各海域の風況や海底地盤などの状況や、上限価格は異なります。各ラウンド・各海域での公募の実施に当たっては、当該公募の条件について、関係審議会における公開のプロセスで議論し、その公募時点で置かれている状況を踏まえ、洋上風力発電の導入拡大に当たって最適なものとなるよう、設計してきました。加えて、実際の各選定事業者の競争条件は、そのように設計された公募において、価格水準も含め、事業者自身が提出した公募占用計画の内容によって決まります。これらを踏まえると、各選定事業者間の競争条件の比較は困難であると考えています。 なお、FIT制度からFIP制度に移行する場合、電源種を問わず、従前の調達価格を基準価格として引き継ぐことになる旨は、2022年4月に施行された再エネ特措法価格告示において決定されています。 その上で、一般的に言えば、FIP電源や非FIT/非FIP電源が増加すると、それらの再エネ電源を買い取るオフテイカーの市場に影響が生じる可能性があることは承知しています。現在、FIT認定を取得済の電源は、太陽光発電で約80GW、陸上風力発電で約15GWなど存在しており、これらのFIP移行を強力に推進していくほか、今後の再エネの導入については、2040年エネルギーミックスにおける再エネ比率を約4～5割と示しており、FIP電源や非FIT/非FIP電源を基本的に、導入を進めるものと認識しています。 政府としては、市場の動向を注視し、再エネが適切に評価される環境の整備を進めていくほか、公募の公平性が損なわれないことを前提に、洋上風力発電事業の投資が完遂されるための必要な環境整備を検討してまいります。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
4	FIT・FIP 制度	<p>1.ラウンド1はFIT制度を前提とした公募であり、2020年6月に実施されたパブコメにおいても「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。」との資源エネルギー庁回答であったにもかかわらず、今回の公募占用指針の改訂により、遡及的にFIP制度への移行を認めようとされています。FIT制度からFIP制度への移行は、実質的に事業者の提案の前提となる売電先及び売電価格の変更を認める措置であり、公募条件の重大な変更と解釈します。知りうる限り、世界中の公募において、事業者の選定から2年以上が経過しているにもかかわらず、再公募を実施せずに、今回のFIP制度への遡及的な移行のような公募条件の重大な変更を認めたという事例はありませんが、資源エネルギー庁としてそのような事例をご存じであればご提示下さい。</p> <p>2.世界中の事業者が関心を持つ日本の洋上風力の公募において、資源エネルギー庁として、FIP制度への遡及的な移行は日本国内の特別な事例であって他国の事例は無関係であると解釈されるのであれば、日本の公募に対する世界からの信頼性が著しく毀損されますが、これに対して資源エネルギー庁としてはどのようにお考えでしょうか。</p>	No.2の回答をご覧ください。
5	FIT・FIP 制度	<p>私は、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（改訂案）」に強く反対します。</p> <p>本改訂案は、三菱商事による秋田および千葉の3海域への極端な低価格入札（FIT価格11.99円）に基づく事業リスクの顕在化を受けて、事後的にFIP制度への変更を可能とするものです。これは明らかに後出しのルール変更であり、法的安定性と公平性を著しく損なうものです。</p> <p>入札段階でFITかFIPを選択できる制度設計と、落札後に条件を変更する制度は全く性質が異なります。このような優遇措置は、失敗した事業戦略の責任を公共に転嫁するものであり、経済合理性に反し、特定企業の救済であるとの疑念を招きます。</p> <p>また、制度変更の目的が明記されておらず、関係地域の列挙にとどめている点は、国民への説明責任の回避と受け取られても仕方がありません。パブリックコメントの周知も不十分であり、誠実な行政手続きとは到底言えません。</p> <p>再エネ賦課金という国民負担の下で進められている事業である以上、透明性と説明責任は不可欠です。事業継続のために税や賦課金を追加投入しなければ成立しない再エネ事業に、将来性は見出せません。本改訂案は法治国家の根幹を揺るがすものであり、絶対に認めるべきではありません。</p>	No.2の回答をご覧ください。
6	FIT・FIP 制度	<p>五島沖、ラウンド1の3海域の公募は、FITを前提とした公募であり、商業運転期間（20年間）を応札時単価で国が買取ることを前提とした競争入札と理解している。</p> <p>今回ウクライナ紛争による物価上昇と国民負担軽減を理由に制度変更をしようとしているが、紛争等による物価上昇や工事遅延リスクは事業リスクシナリオとして勘案されているべきであり、またラウンド1の2海域については、FIP3年間平均14.94円/kwhを下回る単価で応札されている。国民負担軽減という点では逆向してはいないか。</p> <p>今回の制度変更はラウンド1における公平性を損なうものであり、事業途中の制度変更は、実現可能であった事業が不可能となる逆のケースも考えられ、洋上風力事業へ参入しようとする事業者にとって不安材料にもなることを懸念します。</p>	No.2の回答をご覧ください。
7	FIT・FIP 制度	<p>入札の公平性を担保するために公募占用指針が定められ、それに則って第1ラウンドの入札者が決定されたにもかかわらず、「インフレ等の世界的な事業環境の変化」を理由に、訴求的に当該指針を変更することは、以下の理由から正当化されるべきではないと考えます。</p> <p>理由：「インフレ等の世界的な事業環境の変化」は当然に想定されるリスクであったこと</p> <p>「インフレ等の世界的な事業環境の変化」は、あらゆる時代・地域における事業に普遍的に存在する典型的なリスクであり、第1ラウンドの入札時点でも想定されるべきものでした。特に、新型コロナウイルス感染症が収束していない不確実性の高い時期に入札が行われたこと、また、洋上風力発電事業は入札から着工まで長期間を要する性質のものであることから、当該リスクの顕在化は十分に予見可能でした。</p> <p>本来であれば、公共工事におけるスライド条項のように、物価変動リスクに対応する制度的枠組みを設けることでリスクヘッジを図るべきであったにもかかわらず、公募占用指針ではそのような制度は規定されていません。むしろ、指針上では、事業に内在するリスクとその対策を入札図書において明示することが求められており、「インフレ等の変化」のようなリスクも織り込んだうえで、入札時点で売電価格を固定することが期待された制度設計であったことは明らかです。</p> <p>実際、多くの事業者がこのような前提に立って入札を実施したと考えられる中、訴求的にその前提を変更することは、入札の公平性そのものを揺るがすものであり、当初の入札制度の想定と今回の制度変更の整合性が取れていないのではないのでしょうか。</p>	No.2の回答をご覧ください。
8	FIT・FIP 制度	<p>入札の公平性を担保するために公募占用指針が定められ、それに則って第1ラウンドの入札者が決定されたにもかかわらず、「インフレ等の世界的な事業環境の変化」を理由に、訴求的に当該指針を変更することは、以下の理由から正当化されるべきではないと考えます。</p> <p>理由：訴求的な制度変更が、国民負担の抑制に必ずしもつながらないこと</p> <p>一般に、FIP制度への移行は再エネ賦課金の抑制や再エネ電源の自立を促進する目的で導入されています。第1ラウンド案件のFIP制度への転換は、自立促進という観点では一定の効果が期待されるものの、「国民負担の抑制」というより広い視点から見れば、むしろ逆効果となる可能性があります。</p> <p>第1ラウンド案件においては、限界費用ゼロの電源としてJEPX市場に供給されることで、市場価格の引き下げに寄与することが期待されていました。加えて、当該供給が極めて低い調達価格で実現される点も、国民全体の電気料金負担を抑える重要な要素でした。</p> <p>しかし、FIP制度に移行した場合、市場への供給は行われず、電力はPPA契約等を通じて、より高価格で需要家に供給されることとなります（価格は需要家の合意に基づくとはいえ）。このような制度変更の下で、どのようにして「国民負担の低減」が実現されると想定しているのか、明確な説明が必要です。</p>	No.2の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
9	FIT・FIP 制度	<p>入札の公平性を担保するために公募占用指針が定められ、それに則って第1ラウンドの入札者が決定されたにもかかわらず、「インフレ等の世界的な事業環境の変化」を理由に、訴求的に当該指針を変更することは、以下の理由から正当化されるべきではないと考えます。</p> <p>理由：訴求的な制度変更が、洋上風力・再生可能エネルギーの普及を阻害しかねないこと 仮に、今回の制度変更により第1ラウンドの事業者が事業を継続し、洋上風力発電所の建設が実現したとしても、それは短期的な成果に過ぎません。 「インフレ等の世界的な事業環境の変化」のように当然に予見されるリスクへの制度的対応が公募占用指針においてなされていない（あるいは、意図的に対応していない）という点についての検証・反省が行われないまま、訴求的に制度変更を認めることは、中長期的には、民間事業者の意欲を削ぎ、洋上風力発電の健全な普及を妨げるおそれがあります。</p> <p>昨今導入の議論がされているセントラル方式についても同様であり、民間事業者による案件形成のインセンティブを低下させていると考えられます。経済産業省および国土交通省は、競争環境の中で民間の創意工夫と資本を最大限に活用するという姿勢よりも、産業保護を優先する姿勢が見られ、結果として再エネ賦課金とは異なる形で国民負担を拡大させているのではないのでしょうか。</p> <p>このような状況が続くのであれば、いっそのこと洋上風力発電を公共事業として発注する方が、長期的には産業育成に資する可能性すらあります。</p> <p>洋上風力発電の導入を進めるにあたり、民間の活力をどのように活用していく方針なのか、また、広義の国民負担低減をいかに両立するのか、明確な考えを示すべきです。</p>	No.2の回答をご覧ください。
10	FIT・FIP 制度	<p>令和4年以降に実施された第2、第3ラウンドは、FIP制度を前提とした公募であったことから、資金・収支計画の評価において、オフテイク情報や相対取引契約内容等が重視されたものと認識しています。一方、今般指針を改正する第1ラウンド（長崎県五島市沖、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖）はFIT制度を前提とした事業であり、応札時におけるオフテイク候補との協議等は限定的（場合によっては皆無）であったものと想定されます。このような前提の違いがあるにもかかわらず、第1ラウンドで選定された各事業のオフテイク情報や相対取引契約内容等々を評価することなく一律でFIP化を認めることは、現状の評価のあり方に逆行しているものと考えます。</p> <p>4/23の意見交換会において公平性の観点でご説明をいただきましたが、第1ラウンドと第2・第3ラウンドでの資金・収支計画の評価の違いの観点から左記につき質問させていただくものです。</p>	仮に第1ラウンドの選定事業者がFIP制度に移行する場合、公募占用計画の変更が必要となります。公募占用計画の変更には、再エネ海域利用法第18条の規定に基づき審査を行うこととなります。
11	FIT・FIP 制度	FITからFIPへの変更にあたり、供給価格を据え置くことはあり得ない。ラウンド2以降はゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない競争環境であった。この変更により1.7GW（ラウンド1三海域）の電源から生まれるプレミアム付きの電気がCPPA市場に入ってくることになり、混乱は避けられない。ラウンド間の公平性や再エネ業界全体の健全な発展の観点からもこのFIP転は容認できない。	No.3の回答をご覧ください。
12	FIT・FIP 制度	FIPでの事業計画の信用度・実現性を計るための、考察がなされないまま、FITからFIPへの転用を認める事の根拠が不明確である。一方で、R2以降の事業者は、信頼度の高いPPAやオフテイク等の信憑書類の提出が求められている。FIPへ転用した場合の事業計画での評価がなされず転用を認めることは公平性・透明性の観点から容認できない。	No.10の回答をご覧ください。
13	FIT・FIP 制度	<p>第1ラウンドのFIP制度移行は、第2・3ラウンドの事業完遂に悪影響を及ぼすことが想定され、かつラウンド間での公平性を損なうものとするため、第1ラウンドにおける制度変更の正当性、およびそれが評価構造と競争条件に与える影響について、どのように整理・認識し、制度の整合性をどのように担保したのか、具体的かつ明確にご説明いただきたい。</p> <p>第1ラウンドの公募当時、長崎県五島沖のパブリックコメントへの回答において「FIPを適用することは前提にない」と国の公式見解が示されており、選定結果後に交付された選定事業者の確認書においても、同様の記載が確認されていました。これらの事実を踏まえると、関係事業者はFIT制度を前提として準備・入札していたと考えるのが自然である。</p> <p>また、募集要項や審査基準にはFIP制度の適用可能性についての明記がなく、事業者が制度変更を予見することは困難であったと考えております。特に第1ラウンドでは、非価格点で高得点を得ながら落選した事業者が存在する中、FIP制度適用が前提であれば、選定結果が変わる可能性は明らかであるにもかかわらず、当初からその説明が十分になされていなかった場合、公募制度の公平性や予見可能性、信頼性に関わる重要な問題であると考えております。</p> <p>加えて、実質的な制度変更を避及的な適用は、市場そのものの信頼性を損ない、国内外問わず今後の参入に波及するものと考えております。</p>	No.2及びNo.3の回答をご覧ください。
14	FIT・FIP 制度	<p>第2ラウンドの公募占用指針の改訂案として、価格調整スキームが導入されているが、第2ラウンドは選定されたほぼ全ての事業者がゼロプレミアムを前提に調達価格を3円として応札しており、価格調整スキームが適用となったとしても事業性向上の効果を得ることができない。一方で第1ラウンドの公募占用指針の改訂においては、調達価格を基準価格としたFIP移行を認める方向が示されており、FIP移行後の基準価格に価格調整スキームを適用することが可能であり、第2ラウンド案件と比較して過度に優遇されていると言わざるを得ない。</p> <p>当初の公募期間の違いを理由に、変更後の制度の適用に違いが生じることで、第2・第3ラウンドの事業者が第1ラウンドの事業者よりも著しく不利な状況となることは、公平性の観点から問題と考える。</p>	No.3の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
15	FIT・FIP 制度	本改訂は特に第一回の入札結果に重要な影響があった調達価格に関する改定となり、本改訂により入札結果が変わりえないかを慎重に精査する必要があると考えます。尚、影響がある可能性が少しでもあった場合、対象者にて再入札もしくは再評価等の機会が与えられるべきと考えます。今回の改定をそのまま適及的に反映することは、非常に公平性を欠く内容と考えますので、ご検討ください。	No.2の回答をご覧ください。
16	FIT・FIP 制度	FITを前提にした占用指針とFIPを前提にした占用指針は全く異なる公募を対象にしていると思います。既に事業者が選定された公募を対象にFIPへの転換を可能にするとは、今後も同様な事後的制度変更の可能性のある国の公募と見做され、国内外の事業者から忌避され、その結果として応札者ゼロとなる事態を招きかねません。価格競争を含め事業性を評価する公募においては、FITを前提にして事業者選定を行った案件へのFIP転換は認めるべきではないと思います。仮に洋上1st Round案件をFIP前提に切り替えるのであれば、再公募するのが公平であると考えます。	No.2の回答をご覧ください。 また、御指摘の「再公募」については、公募占用指針において再公募を行う場合について規定しているところ、選定事業者における予見性確保の観点から、公募占用指針に規定された以外の事由での「再公募」は適切ではないと考えています。
17	FIT・FIP 制度	2020年6月24日に結果が公示された『「長崎県五島市沖海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について』のNo.424の回答では『ご指摘の発電側基本料金については、電力・ガス取引監視等委員会で制度設計を進めているところです。また、本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提としており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。』とされます。FIP制度が開始されたのは2022年4月であるため、再エネ海域利用法に基づく公募にてFIP制度へ移行することが想定されていないという国の見解は、2020年11月に公募が開始され、2021年5月に締め切られた千葉県銚子市沖/秋田県由利本荘市沖（北側・南側）/秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖の3案件でも同じと考えています。FIP制度の開始前という同じ状況であること、且つ2022年4月にFIP制度が導入されることが正式に周知されたのは2021年8月3日であることに鑑みると、国の見解が異なることはないと思いますが、念のため確認させてください。異なる見解である場合、何を以てそう考えられるのか、具体的にご教示ください。上記案件でも同様に、公募時にFIP制度への移行が想定されていないのであれば、1st Round案件は一律にFIT制度のままにすべきと考えます。もし、FIP制度を前提にするのであれば、2nd/3rdと同様の指針内容で再公募するのが妥当と思料します。FIP制度が前提となる再公募を実施するにあたり、国が応札事業者の意向調査を行い、FIT制度に基づく公募で選定された事業者以外に応札者がいないのであれば、選定事業者の意向によりFIP転換を可能というルールにすべきと考えます。	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。 また、公募占用指針案に係るパブリックコメントの回答は、意見募集の対象となっている公募占用指針案のみを念頭にしています。加えて、御指摘の回答については、「本公募は」との文言もあることから、長崎県五島市沖の公募のみに限定した回答であることは明確です。
18	FIT・FIP 制度	FITを前提として事業者選定した案件に対し、事後的にFIP転換を認めることは公募の公平性を著しく欠くこととなります。事業者を競わせている再エネ海域利用法に基づく公募案件で事後的にFIP転換を認めるのであれば、少なくとも落札できなかった事業者の納得を得るべきと考えます。国ではセントラル方式適用海域向けの調査を進めているため、洋上風力事業向けの海気象・地盤調査に多額の資金の必要性を認識し、応札者の入札図書を審査する中、各事業者がどれほど資金を投入して公募に臨んでいるのかも把握されていることと思います。1st Roundでも多額の資金を投入して公募に臨み、敗れた事業者がいることに鑑みると、国として丁寧な説明が求められるのではないのでしょうか。	No.2の回答をご覧ください。
19	FIT・FIP 制度	いわゆるR1において、五島市沖でFIP転を想定していない旨のバブコメが公表されている状況下で、公募開始後2020/11/27～2020/12/28の間の質問受付のプロセスで1か月以内にFIP転の可否に関する質問をするのは現実的には困難な部分があると言わざるを得ず、各応札者がFIP転の可能性を前提に応札準備を行うのは困難。（当時FIP転に関しては2020/11/27に調達価格等算定委員会で簡単な提案があっただけに過ぎず、R1公募占用計画交付期限後の第11回洋上風力合同会議では、当時の風力政策室長よりR1でのFIP転を否定する発言もあった。） 以上の経緯の下、下記の点に疑問があり、ご回答いただきたい。 上記のとおりFIP転の可能性に関して確認する機会がほぼない中で、選定事業者決定後にFIP転を許容するのは、他のR1応札者との関係で不意打ち的な要素があり、本当に公平性を阻害しないと言えるのか。（R1では価格点による差が評価結果に大きな影響を与えていたことを踏まえれば、FIP前提の応札の場合、結果が変わっていた可能性もあるのではないかと）	No.2の回答をご覧ください。 なお、2022年3月22日の第11回洋上風力促進WGにおいては、当時の風力政策室長が、第1ラウンドの選定事業者に関して、「例えば非FIT売電ですとか、コーポレートPPA等ですけれども、そういったものを活用した提案ではないのかという内容ですが、いずれも事実とは異なるものでございます」と説明しています。この説明の趣旨は、当該発言の時点での選定事業者の公募占用計画は、FIP制度を前提としたものではなかったことを述べたものであり、将来的なFIP制度への移行の可能性を否定しているものではありません。
20	FIT・FIP 制度	2025年3月10日の洋上風力促進小委員会合同会議（第31回）において、五島市沖のパブリックコメントへの回答趣旨は「自動的にFIPに移行することを想定していないという趣旨であった」との説明がなされているが、このパブリックコメントの回答、過去の経緯からこの趣旨を読み取ることは不可能であり、その旨明確に説明しなかった理由を教えてください。また、全ての電源においてFIT案件のFIP移行が認められていたという整理ならば、公募による事業者選定済のR1案件への適用是非に関して2022年のFIP制度導入開始時に明確化をした方が良かったのではないかと考える。	No.1及びNo.2の回答をご覧ください。
21	FIT・FIP 制度	ラウンド1案件へのFIP転容認は、各種報道やSNSを見ると、実質的に三菱商事・中部電力連合の救済だと業界関係者やSNSユーザーに受け取られています。三菱商事・中部電力は、二位と30-40%の提案価格差をつけて落札しましたので、多大なリスクを取っていたということになります。それで自社が提案した価格で事業が成立しないからといって政府が事業者を救済するのは、業界関係者や一般国民の理解を得られないのではないかと考えます。 (1) FIP転容認による、業界や一般国民の政府に対する信認の毀損についてはどのようにお考えでしょうか？ (2) このバブコメを含め反対や懸念が多ければより慎重な議論をして方針を決めるべきだと考えますが、このタイミングでこれを決定しなければならない理由はあるのでしょうか？	No.1及びNo.2の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
22	FIT・FIP 制度	<p>公募占用指針案「第9章（5）5）FIP制度への移行」にて、第1ラウンドの選定事業者も「届出と占用計画の変更を行う事によりFIP制度への移行が可能となること」が明記されている。</p> <p>しかしながら、貴省は2020年6月24日付長崎県五島市沖のパブリックコメントの回答において「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。」と回答している。この回答を踏まえて第1ラウンドはFIT制度が前提となっていることは事業者の共通認識にもなっている。</p> <p>2025年3月10日の第31回洋上風力合同会議では五島市沖のパブリックコメントの回答について「自動的にFIPに移行することを想定していないという趣旨」であったと事務局である貴省から説明があった。しかし、パブコメの回答からこの趣旨を読み取ることは到底不可能である。</p> <p>特に長崎県五島市沖を除く3海域はほぼ価格点の差で事業者が決定したと市場全体で理解されており、今回の事後的措置はその土台を無効化することになる。</p> <p>第1ラウンドの公募時点で、「落札後にFIP移行が可能であった」という貴省の回答趣旨を事業者が理解していたのであれば各社の公募戦略も異なっていた可能性があり、当時の回答趣旨に関する遡及的な説明を今更なされても無効であるとする。</p> <p>このような重要な公募ルールの事後変更は公募の公平性が毀損され、今後の洋上風力公募参加を検討する事業者にとっても、公募制度への信用を損なうことになりかねないとする。また、FIT制度が前提となっていると信じて公募に参加した事業者が保護されて然るべきである。</p> <p>更に、FIP転を認めることは発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施に資するものではあるが、事業の採算性は公募時の事業実施能力の評価において既に確保されており、事後的にケアする必要はないと料する。</p> <p>上記より、現状の通りFIT制度の適用を条件に第1ラウンドの選定事業者による事業継続を推進いただくことを強く要望する。この条件での事業継続が難しい場合は、公募占用指針に則り、再公募の実施が適当と考える。</p>	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
23	FIT・FIP 制度	<p>FIPへの移行を認めることは「発電事業の長期的、安定的かつ効率的な実施」に資するものとするが、第1ラウンド選定事業者の事業の採算性は公募時の事業実施能力の評価において既に確保されていることから、FIPへの移行による事後的かつ大きな経済的支援を行なう必要はないと考える。長崎県五島市のパブコメへの政府の回答内容から、各事業者において第1ラウンド公募は「FIP制度の活用を前提としたものではない」という政府との「信頼」が生じていたと考えます。公募後にFIP移行が可能であったことを示すことは、競争の公平性を阻害し、「制度の公平性・公正性・透明性」を損なうものであると考えます。本意見に対する見解をお示し頂きたいと存じます。</p>	No.2の回答をご覧ください。
24	FIT・FIP 制度	<p>第1ラウンドは長崎県五島市沖の他に、秋田県2海域、千葉県1海域の計4海域が公募対象となっています。第1ラウンド長崎県五島市沖のパブリックコメントにおいて、「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。」と回答していますが、本回答と同じ第1ラウンドの秋田県2海域、千葉県1海域の公募に適用されるという解釈が正しかったのかどうかご教頂きたい。</p>	No.2及びNo.17の回答をご覧ください。
25	FIT・FIP 制度	<p>意見公募の趣旨・目的・背景についての意見</p> <p>今回の改訂は、再エネ海域利用法に基づき、2021年に公募が行われた「秋田県能代市、三種町、男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖」「千葉県銚子市沖」の3つの事業の公募が採算割れになりそうなことに対応し、制度をFIPにして補助金を現状の物価に応じて柔軟に補助して三菱グループを救済することが目的と思われます。</p> <p>国がやりたいのは、現状の市場価格に合わせて、補助金を逐次上乗せして買取価格を増額することですが、その前段階として入札時にFITとFIPを選択できるように制度を変えて、その制度をこれからの事業だけでなく、すでに落札した三菱の案件にまでさかのぼって適用できるようにしているところが悪質です。FIPがとてもわかりにくいという盲点をついた改訂案と言えます。</p> <p>いわゆる後出しジャンケンですので、公募制の公平性や競争原理から大きく逸脱していることが大問題です。あのときの入札は一体なんだったのかということです。これができるのであれば、採算割れの価格で落札し、あとからFIPに切り替えて市場価格に応じた補助金を得ることが正当化されてしまいます。</p> <p>しかもこのような背景を明確に述べずに、あいまいな形でパブコメを求めていることにも我慢なりません。本来は「以下のような目的達成のために改訂したいが、これについて意見を下さい」というのが民主主義国家のあるべき姿だと思います。正直に書いたら反対意見が多くなりそうなのでこのようなずるいやり方をしていると思われる、決して許されることではありません。断固反対します。</p> <p>環境保護という名目で消費税以上の割合で再エネ賦課金が徴収されていますが、再エネはいくら作っても、火力発電が調整のために稼働し続ける必要があります環境保護に貢献しませんし、大規模環境破壊のみが続いていきます。いい加減再エネはやめてほしいです。</p> <p>また、再エネ賦課金をこんなにたくさん長期にわたって投入しないと継続できないような事業はいくら続けても将来がないです。再エネ賦課金を一刻も早く廃止してください。欧米の現状は日本の将来の姿ですから、風力発電からの撤退はこれからの趨勢と見たほうが良いです。日本は先手を打って損切りすべきだと思います。それが国策というものです。</p>	<p>No.2の回答をご覧ください。</p> <p>また、再エネ賦課金は、再エネ特措法に基づき、再エネ電気の買取り等の原資にするため、再エネ導入のメリットを受ける電気の利用者の皆様に御負担いただいているものです。政府としては、買取価格の引下げ等の負担抑制につながる取組を進めることで、再エネ賦課金が国民に過度な負担とならないようFIT/FIP制度を適切に運用しながら、再エネ導入を図っていく方針です。</p>
26	FIT・FIP 制度	<p>過去のパブリックコメントにおいて第1ラウンドにおけるFIT・FIP制度への移行について「想定していない」と政府自身が表明していたことと、今般ラウンド1の案件にFIP移行を認める旨の変更が行われようとしていることとの整合性に関してどのように考えているか。</p>	No.2の回答をご覧ください。
27	FIT・FIP 制度	<p>事業者選定後の「公募の前提の変更」および応札時点における予見可能性が保障されているか（政府による公募の公平性・公正性・信頼性の観点および第1ラウンドで選定されなかった事業者等の納得が得られるのかどうかという観点を含む。）について、どのように考えているか。</p>	No.2の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
28	FIT・FIP 制度	<p>① すでに落札した事業者にFIP移行を認めるのでは事業の「強靱化」否定と同じです。</p> <p>② 経済システムは社会全体が公平に支え、公平に支えられるという前提の上に成り立っています。認定公募占用計画の変更がこのようにたやすく行われることは公平性感覚からも逸脱しており、許容できるものではありません。</p> <p>③ 保証金や調整価格の財源は私たち国民に課せられている再エネ賦課金です。このような不公平かつ恣意的な制度変更に使われることには強く抗議します。</p> <p>④ 巨額の支援なしには成り立たない事業は本来的に不採算事業なのです。風力発電は国土や国民に益する点は皆無であるばかりか環境や人体への影響が長期的に継続しかつ累積的にその程度も強まっています。事業者もその点を考慮すれば企業の未来を売り渡すような公募には応じないと推測されます。国としては社会的経済的公平性を担保し、国民負担軽減を優先する政策を志向するという政策立案の原点への回帰を求めたい。</p>	No.2の回答をご覧ください。
29	FIT・FIP 制度	<p>次の点につき、政府の考えをご教示頂きたい。</p> <p>(1) 2020/6/24に公表された、五島市沖について公表されたパブコメNo.424では、「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。」とあるが、政府の見解によるこの回答の解釈としては、「いちどFIT認定を受けた事業を自動的・強制的にFIP制度に移行させるような措置はとらない」ということを意味し、「FIT売電を前提として選定された洋上風力事業は、その公募占用指針が変更されない限り、FIPに移行することは許容されない」という意味ではないとの理解でよいか。</p> <p>(2) (1)のパブコメ回答について(1)のような解釈をすることは、2025年3月10日より前の時点で、民間事業者の間ではどの程度、一般的であったと認識しているか。その根拠と併せて、ご説明されたい。</p> <p>(3) (1)のパブコメ回答の解釈について、2025年3月10日より前の時点で、民間事業者から質問・照会があったことはあるか。また、それに対してどのような回答をしているか。個社名が明らかにならない形でご教示頂きたい。</p> <p>(4) (1)のパブコメ回答について(1)のような解釈をすることが、2025年3月10日より前の時点で民間事業者の間で一般的ではなかったという認識を、担当省庁に対して表明した事業者はいたか。また、そのような社は、何社以上いたか。</p> <p>(5) (1)のパブコメ回答について(1)のような解釈をすることが、2025年3月10日より前の時点で民間事業者の間で一般的ではなかった場合、政府は、民間事業者がもつ当該パブコメ回答に関する解釈を修正するための説明・情報提供等は行ったか。</p> <p>(6) (1)のパブコメ回答について(1)のような解釈をすることが、2025年3月10日より前の時点で民間事業者の間で一般的でなかった場合、今般、ラウンド1案件にFIP移行が許容される旨を明記する改正を行うための議論・審議の過程に瑕疵はあると考えているか。その根拠とともにご説明されたい。</p>	<p>(1)については、No.2の回答をご覧ください。</p> <p>(2) から (5) までについて、制度に対する民間事業者の認識や個別事業者とのやり取り等についてのお答えは差し控えますが、FIP制度に関しては、これまでも再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会等の公開の審議会において、民間事業者が議論を参照可能な形で、随時必要な議論を行ってきたところです。</p> <p>(6)については、2025年6月以降の洋上風力促進WGにおいて丁寧な議論を重ね、No.2の回答で示した考え方の整理に至りました。</p>
30	FIT・FIP 制度	<p>次の点につき、政府の考えをご教示頂きたい。</p> <p>(1) 2025/3/9以前において、五島市沖案件のパブコメに限らず関連する全ての法規の解釈に基づき、いちどFIT認定を受けた事業が、公募占用指針を変更することなくFIP移行が可能であるという解釈をとっている旨を、担当省庁に表明したことがある事業者は、政府が把握している限り、何社あったか。</p> <p>(2) 2025/3/9以前において、五島市沖案件のパブコメに限らず関連する全ての法規の解釈に基づき、いちどFIT認定を受けた事業が、公募占用指針を変更することなくFIP移行することは可能ではないという解釈をとっている旨を、担当省庁に表明したことがある事業者は、政府が把握している限り、何社あったか。</p> <p>(3) 2025/3/9以前において、五島市沖案件のパブコメに限らず関連する全ての法規の解釈に基づき、いちどFIT認定を受けた事業が、公募占用指針を変更することなくFIP移行が可能であるという解釈は、民間事業者の間で一般的であったと政府は認識しているか。</p> <p>(4) 一般に、民間事業者の営む事業に関する法規の解釈について、民間事業者の間で一般的な解釈と、所管省庁の解釈に齟齬がある場合、所管省庁は自ら積極的に当該齟齬を解消すべく、民間事業者に対し説明・情報提供を行うことが期待されるものとするか。その根拠とともにご説明されたい。</p>	制度に対する民間事業者の認識や個別事業者とのやり取り等についてのお答えは差し控えます。その上で、FIP制度に関しては、これまでも再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会等の公開の審議会において、民間事業者が議論を参照可能な形で、随時必要な議論を行ってきたところです。
31	FIT・FIP 制度	<p>次の点につき、政府の考えをご教示頂きたい。</p> <p>(1) 2020/6/24に公表された、五島市沖について公表されたパブコメNo.424では、「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。」とあるが、当該回答は五島市沖という個別の海域における公募占用指針の解釈・運用に限定した回答か。</p> <p>(2) FIT・FIP制度が再エネ海域利用法に基づく洋上風力事業にどのように適用されるかに関してパブコメで回答があった場合、FIT・FIP制度に関する制度改正がない限りは、当該回答は、海域によらず共通に妥当するものではないか。</p> <p>(3) 一般に、同一の法律及びそれに基づく下位規範に関する解釈がパブコメで示された場合、当該法律及び当該下位規範の改正が為されない限りは、当該パブコメ以降の時点においても、当該解釈は引き続き妥当するものではないか。</p>	No.17の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
32	FIT・FIP 制度	<p>【緊急】 #拡散希望 (4/27締め切り!!!) 「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（改訂案）」に関する意見募集について 三菱商事が再エネ海域利用法に基づいて「秋田県能代市、三種町、男鹿市沖」「秋田県由利本荘市沖」「千葉県銚子市沖」の3つの事業に対して、ダンピングとしか思えないFIT価格11.99円で入札して3海域を総取りしました。 しかし、最近になって燃料費や資材の高騰などの影響から、事業撤退を仄めかしていました。 それを受けて事業撤退を何が何でも阻止したい経産省が、事後法でルールを変更し、既にFITで入札済みの案件でも、後出しでFIP（つまり市場価格の変動に応じて、無制限に売電価格をつり上げることができる）に変更できるように制度を変えられるという、トンデモない改訂案を提示してきました。 これには「遊佐町沖」も含まれることになります。 この疚しさを隠すため、表題のように極めて判り難いタイトルで、国民に知られないようにこっそりとパブコメを実施していたのです。そして何と、その提出期限が4/27にせまっています。 たった一言でもよいので、皆さまのご意見をパブコメとして届けていただけないでしょうか。 このようなことがまかり通るようであれば、法治国家が完全に崩壊です。 【反対意見の作成例】（ご自身の意見を入れていただくのが最善ですが、時間がなければコピーでもOKです） 概要で「世界では洋上風力発電事業の中断等が発生しております」と言っているように、再エネ先進国である欧米において洋上風力の不採算性が明白になっています。 後発の日本は傷が浅いうちに撤退の道を探るのが賢明な態度だと思われます。法律を変えてまで無理に続ける意味がどこにあるのか理解できません。 一般海域におけるFITからFIPへの移行は入札前だからこそ許される行為であり、すでに落札してしまった事業者が後出しジャンケンでFIP移行を認めるのは事業の公平性がないと思います。 このような改訂を許したら、公平であるべき経済システムが国の移行で自由に制御できてしまうこととなります。国が特定企業に便宜を図っているとしか思えません。 そうまでして特定企業を救済する意味がどこにあるのでしょうか。その財源は私たちの再エネ賦課金であるということにも納得できません。 実態は企業救済のための改訂なのに、公募の趣旨・目的・背景のところにそのようなことが一切述べられておらず、対象地域それぞれの改定案が説明もなく並べられているだけです。これは一般の人たちに本当のことを隠すためのテクニックとしか見えません。少なくともこれらの6領域に共通する目的を冒頭に書き、なぜルール委はとも思える優遇措置を認めるのか、その理由と正当性をはっきり示してください。 環境保護という名目で消費税のように再エネ賦課金が徴収されていますが、再エネはいくら作っても、需要に追従させるために火力発電が稼働し続ける必要があり脱炭素になりません。いい加減もう再エネはやめてほしいです。 再エネ賦課金をこんなにたくさん投入しないと事業継続できないような事業は今後いくら続けていても代替エネルギーとしての将来がないと思われます。いつまで日本の国土を壊し続けるんですか。 一般海域の入札時にFITとFIPの選択を認めるという話と、すでに落札した事業者にF I Pへの変更を認めるという話は全く違います。事業戦略に失敗した企業を助ける正当な理由を示してください。 こんなことを許している国は法治国家とは言えません。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。
33	FIT・FIP 制度	<p>再エネ先進国である欧米において洋上風力の不採算性が明白になっています。後発の日本は傷が浅いうちに撤退の道を探るのが賢明な態度だと思われます。法律を変えてまで無理に続ける意味がどこにあるのか理解できません。 一般海域におけるFITからFIPへの移行は入札前だからこそ許される行為であり、すでに落札してしまった事業者が後出しジャンケンでFIP移行を認めるのは事業の公平性がないと思います。 このような改訂を許したら、公平であるべき経済システムが国の移行で自由に制御できてしまうこととなります。国が特定企業に便宜を図っているとしか思えません。 そうまでして特定企業を救済する意味がどこにあるのでしょうか。その財源は私たちの再エネ賦課金であるということにも納得できません。 実態は企業救済のための改訂なのに、公募の趣旨・目的・背景のところにそのようなことが一切述べられておらず、対象地域それぞれの改定案が説明もなく並べられているだけです。これは一般の人たちに本当のことを隠すためのテクニックとしか見えません。少なくともこれらの6領域に共通する目的を冒頭に書き、なぜルール委はとも思える優遇措置を認めるのか、その理由と正当性をはっきり示してください。 環境保護という名目で消費税のように再エネ賦課金が徴収されていますが、再エネはいくら作っても、需要に追従させるために火力発電が稼働し続ける必要があり脱炭素になりません。いい加減もう再エネはやめてほしいです。 再エネ賦課金をこんなにたくさん投入しないと事業継続できないような事業は今後いくら続けていても代替エネルギーとしての将来がないと思われます。いつまで日本の国土を壊し続けるんですか。 一般海域の入札時にFITとFIPの選択を認めるという話と、すでに落札した事業者にF I Pへの変更を認めるという話は全く違います。事業戦略に失敗した企業を助ける正当な理由を示してください。 こんなことを許している国は法治国家とは言えません。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
34	FIT・FIP 制度	<p>概要で「世界では洋上風力発電事業の中断等が発生しております」と言っているように、再エネ先進国である欧米において洋上風力の不採算性が明白になっています。後発の日本は傷が浅いうちに撤退の道を探るのが賢明な態度だと思われます。法律を変えてまで無理に続ける意味がどこにあるのか理解できません。</p> <p>一般海域におけるFITからFIPへの移行は入札前だからこそ許される行為であり、すでに落札してしまった事業者が後出しジャンケンでFIP移行を認めるのは事業の公平性がないと思います。</p> <p>このような改訂を許したら、公平であるべき経済システムが国の移行で自由に制御できてしまうこととなります。国が特定企業に便宜を図っているとしか思えません。そうまでして特定企業を救済する意味がどこにあるのでしょうか。その財源は私たちの再エネ賦課金であるということにも納得できません。</p> <p>実態は企業救済のための改訂なのに、公募の趣旨・目的・背景のところにそのようなことが一切述べられておらず、対象地域それぞれの改定案が説明もなく並べられているだけです。これは一般の人たちに本当のことを隠すためのテクニックとしか見えません。少なくともこれらの6領域に共通する目的を冒頭に書き、なぜルール委はとも思える優遇措置を認めるのか、その理由と正当性をはっきり示してください。</p> <p>環境保護という名目で消費税のように再エネ賦課金が徴収されていますが、再エネはいくら作っても、需要に追従させるために火力発電が稼働し続ける必要があります。いい加減もう再エネはやめてほしいです。</p> <p>再エネ賦課金をこんなにたくさん投入しないと事業継続できないような事業は今後いくら続けていても代替エネルギーとしての将来がないと思われます。いつまで日本の国土を壊し続けるんですか。</p> <p>一般海域の入札時にFITとFIPの選択を認めるという話と、すでに落札した事業者にF I Pへの変更を認めるという話は全く違います。事業戦略に失敗した企業を助ける正当な理由を示してください。</p> <p>こんなことを許している国は法治国家とは言えません。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。
35	FIT・FIP 制度	<p>この改定案に反対します。</p> <p>一般海域におけるFITからFIPへの移行は入札前だからこそ許される行為であり、すでに落札してしまった事業者が後出しジャンケンでFIP移行を認めるのは事業の公平性に欠けます。</p>	No.2の回答をご覧ください。
36	FIT・FIP 制度	<p>この改定案に反対します。このような改訂を許したら、公平であるべき経済システムが国の移行で自由に制御できてしまうこととなります。国が特定企業に便宜を図っているとしか思えません。そうまでして特定企業を救済する意味がどこにあるのでしょうか。その財源は私たちの再エネ賦課金であるということにも納得できません。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。
37	FIT・FIP 制度	<p>この改定案に反対します。実態は企業救済のための改訂なのに、公募の趣旨・目的・背景のところにそのようなことが一切述べられておらず、対象地域それぞれの改定案が説明もなく並べられているだけです。これは一般の人たちに本当のことを隠すためのテクニックとしか見えません。少なくともこれらの6領域に共通する目的を冒頭に書き、なぜルール違反とも思える優遇措置を認めるのか、その理由と正当性をはっきり示してください。こんなことを許している国は法治国家といえないです。</p>	No.2の回答をご覧ください。
38	FIT・FIP 制度	<p>この改定案に反対します。環境保護という名目で消費税のように再エネ賦課金が徴収されていますが、再エネはいくら作っても、需要に追従させるために火力発電が稼働し続ける必要があります。いい加減もう再エネはやめてほしいです。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。
39	FIT・FIP 制度	<p>この改定案に反対します。再エネ賦課金をこんなにたくさん投入しないと事業継続できないような事業は今後いくら続けていても代替エネルギーとしての将来がないと思われます。いつまで日本の国土を壊し続けるんですか。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。
40	FIT・FIP 制度	<p>この改定案に反対します。一般海域の入札時にFITとFIPの選択を認めるという話と、すでに落札した事業者にF I Pへの変更を認めるという話は全く違います。事業戦略に失敗した企業を助ける正当な理由を示してください。</p>	No.2の回答をご覧ください。
41	FIT・FIP 制度	<p>この改定案に反対します。国民は電気代の高騰、再エネ賦課金の高騰に苦しんでいます。法治国家として賢明な判断を切に望みます。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
42	FIT・FIP 制度	<p>今、世界では洋上風力発電のプロジェクトが止まったり中断したりしていて、欧米のような再生可能エネルギー先進国でも「採算が合わない」という現実がはっきりしてきています。日本はまだそこまで踏み込んでいない分、大きなダメージを受ける前に一度立ち止まって見直すのが賢明じゃないでしょうか。法律まで変えて無理やり続ける理由が本当にあるのか、疑問に思います。</p> <p>それと、一般海域の制度で、FITからFIPに変えるという話ですが、まだ入札前なら制度の見直しもわかります。でも、もう落札された案件にあとからFIPへの切り替えを認めるのは、「後出しじゃんけん」みたいでフェアじゃないと思います。</p> <p>こんな制度変更をOKにしまうと、国が企業に都合のいいルールを後から作ってしまうということになってしまいます。それって、特定の企業に便宜を図ると受け取られても仕方ないですよね。しかも、そのために使われるお金は、私たちが負担している再生可能エネルギー賦課金です。それでは納得できません。</p> <p>今回の公募内容を見ても、実際は企業の救済が目的なのに、募集要項にはそういうことがまったく書かれていません。ただ地域ごとの改訂案が並んでるだけで、共通の背景や理由の説明がなく、正直「本当の狙いを隠してるんじゃないか」と思ってしまう。少なくとも、6つのエリアに共通する目的を最初に明示して、どうして一見すると優遇に見えるような対応をするのか、理由をはっきり示すべきです。</p> <p>再生可能エネルギー賦課金って「環境のため」という理由で集められてますけど、再生可能エネルギーだけでは供給が不安定なので、結局火力発電がずっと必要になりますよね。そうなると、脱炭素にもつながらないし、「意味あるの？」って思ってしまう。</p> <p>もし、こんなに補助を入れないと成り立たないような事業なら、将来のエネルギーとして本当に期待できるのか、見直した方がいいと思います。日本の自然や土地をこれ以上ムダに壊し続けるのは、そろそろやめるべきじゃないでしょうか。</p> <p>それに、入札前にFITかFIPかを選べるという話と、すでに落札した企業に後からFIPに変更することを認める話は、まったく別物です。事業計画がうまくいかなかった企業を救うにしても、その理由をちゃんと説明してほしいです。</p> <p>こんなことがまかり通るなら、「法治国家って何だろう?」って思ってしまう。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。
43	FIT・FIP 制度	<p>世界的に洋上風力発電事業が停滞・中断している現状を踏まえると、欧米の再生可能エネルギー先進国においても、洋上風力の採算性に大きな課題があることが明らかになっています。後発国である日本は、今後の損失を最小限に抑えるためにも、現時点で事業の見直しや撤退を慎重に検討すべき段階に来ているのではないのでしょうか。制度を変更してまで事業を継続する意義について、納得できる説明が必要です。</p> <p>また、一般海域の制度におけるFIT（固定価格買取制度）からFIP（市場連動型制度）への移行については、入札前であれば制度変更の余地もあると思われそうですが、すでに入札・落札が完了している案件について、後からFIPへの変更を認めるのは、公平性を欠く対応であると考えます。</p> <p>このような形での制度改正を認めることは、経済システムの中立性を損ない、国の裁量によって特定企業に有利な運用が可能になってしまう恐れがあります。それがあたかも特定企業の支援を目的としているかのように見えてしまう以上、その妥当性については一層慎重に説明されるべきです。再生可能エネルギー賦課金という、私たち国民が負担している財源を原資にこのような対応がなされることには、強い疑問を感じます。</p> <p>今回の公募の改訂内容についても、実質的には事業者支援を意図したものであるにもかかわらず、公募要項の「趣旨」「目的」「背景」にはそうした実情が記載されていません。対象地域ごとの改定案が列挙されているだけで、共通の背景や意図が明示されていない点は、制度の透明性に欠け、国民に対する丁寧な説明責任を果たしているとは言えません。少なくとも、6つの対象海域に共通する改定理由を冒頭で明示し、なぜこのような措置を講じる必要があるのか、その合理性と正当性を明確に説明すべきです。</p> <p>また、再生可能エネルギー賦課金は「環境保護」の名目で課されていますが、再生可能エネルギーは供給の変動が大きく、結局のところ火力発電がその調整役として稼働し続ける必要があるため、実質的な脱炭素につながっていないという現実もあります。このような状況では、再生可能エネルギー推進の根本的な意義が問われるべきです。</p> <p>もし、これほど多額の公的資金（再生可能エネルギー賦課金）を投入しなければ成り立たないような事業なのであれば、その持続可能性や将来性については再評価が必要です。限られた国土や自然環境を犠牲にしてまで継続すべき事業なのか、冷静な判断が求められます。</p> <p>一般海域において、今後の入札時にFITまたはFIPの選択を認めるという議論と、すでに落札された案件について後からFIPへの変更を認めるという話は、全く別次元の問題です。制度変更に伴って過去の判断を覆す場合は、それに値する十分な理由と説明が不可欠です。</p> <p>このような運用を是とするのであれば、法治国家としての根幹を揺るがすことにもなりかねません。制度の透明性と公平性がしっかりと確保されるよう、より慎重かつ誠実な運用を求めます。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
44	FIT・FIP 制度	<p>最近、海外では洋上風力のプロジェクトが止まったり、途中でやめたりするケースが増えてきてますよね。欧米のような再エネの先進国ですら、採算が合わないってことが明らかになってきていて…。日本はまだそこまで進んでない分、今のうちに見直したり、撤退も視野に入れて判断の方が現実的なんじゃないかなと思います。法律まで変えて無理やり続ける意味があるのか、正直よく分かりません。</p> <p>それから、一般海域の制度でFITからFIPに切り替えるって話ですが、まだ入札前なら、仕組みを変えるのもアリだと思います。ただ、もう落札しちゃった事業者に後から「やっぱFIPでもOK」っていうのは、ちょっと不公平に感じてしまいます。最初からその条件で勝負してないですし…。</p> <p>もしそんな変更が認められるとしたら、「国が特定の企業に有利になるようにルールを変えてる」と思われても仕方ないと思うんですよね。しかも、それを支えてるのが私たちが払ってる再エネ賦課金だと思うと、モヤモヤします。</p> <p>今回の公募の内容を見ても、実際は企業の負担を減らすための変更っぽいのに、そのことがどこにも書かれてないのが気になります。ただ地域ごとの改定案が載ってるだけで、全体の方針や背景がよくわからないし、「なんでこうなるの？」って疑問が残ります。少なくとも、6つの地域に共通してる理由とか、「なぜこういう対応をするのか」は、ちゃんと説明してほしいです。</p> <p>それに、再エネって環境のためって言われてるけど、実際には発電量が安定しないから、火力発電がサポートし続けなきゃいけないっていう現実もありますよね。これじゃあ脱炭素って言っても、なかなか実現できない気がします。</p> <p>正直、こんなに補助金（というか再エネ賦課金）を入れないと成り立たない事業なら、この先もエネルギーの主力になれるのか不安になります。自然や地域の景観を犠牲にしてまでやる意味、ちゃんと見直すタイミングかもしれません。</p> <p>あと、入札時点でFITかFIPかを選べるようにする話と、すでに落札したあとに「やっぱFIPでもいいよ」と変更を認める話は、まったく別物だと思います。事業がうまくいってないから助けるにしても、その理由をもっとオープンにして、納得できる説明が必要ですよ。</p> <p>なんだか今のままだと、「国が決めたルールって本当に守られてるの？」って感じてしまいます。</p>	No.2及びNo.25の回答をご覧ください。
45	FIT・FIP 制度	<p>とにかくこのようなちゃぶ台返しのようなルール変更はあってはならない！！</p> <p>選定落ちた事業者たちに再入札する権利はある。最初から洋上風力発電第一ラウンドはやり直しだ！三菱商事などのおねだりにおもねざるをえない経産・国土省とは何なのだ？国策洋上風力発電事業は無駄で無理だ。即刻全計画を中止し原発無しの火力発電中心の多元エネルギー政策に方向転換しろ！</p>	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
46	FIT・FIP 制度	<p>左記の3案件についてFIT制度からFIP制度への移行を認めることは、再エネ賦課金による国民負担は増加させない一方で、資材価格等の高騰により事業環境が厳しさを増すなか、洋上風力発電への電源投資の確実な完遂を後押しするものであり、後続案件への影響の緩和策が措置されることを前提に賛成します。</p> <p>これらの3つの大規模洋上風力案件はFIT制度を前提に公募が実施され、環境価値はFIT非化石証書としてオークションで売却されることとなっていました。FIP制度への移行によってコーポレートPPA等により需要家に直接販売することが可能となると理解しています。</p> <p>これら3案件の後に公募が実施された後続案件はもともとFIP制度を前提としていましたが、今回の指針改定によって環境価値の販売で競合することとなります。そうすると、これら3案件はFIT価格がFIP基準価格となりFIPプレミアムが期待できることから、ゼロプレミアム水準で応札している後続案件は価格競争力で圧倒的に不利な立場に追い込まれることとなります。</p> <p>資材価格等の高騰により苦境に陥っているのは後続案件も同様であり、今回の指針改定により多大な影響が見込まれるにも関わらず何の措置も講じられないとすると、後続案件まで含めて評価すると洋上風力発電への電源投資の確実な遂行を後押しするという目的は十分には達成されないと考えます。</p>	No.3の回答をご覧ください。
47	FIT・FIP 制度	<p>第2・第3ラウンドの事業者（長崎県西海市沖を除く）はゼロプレミアムとなっており、プレミアムが無い条件下でオフテイカーとの交渉を行わざるを得ず、第1ラウンド事業者と第2・第3ラウンド事業者の間に、当該プレミアム分の価格交渉力の差が生じることとなります。</p> <p>オフテイカーの視点に立った場合、プレミアムを得られる事業者から買電する方が経済合理的であることは明らかであり、かつ第1ラウンドの3海域合計で1.7GWもの容量があり、洋上風力電源に興味を示すオフテイカーの需要を相当程度賄えることから、オフテイク市場の競争激化により第2・第3ラウンド事業者の事業性は計画よりも悪化することが予想されます。</p> <p>世界的なインフレの進行により事業費が高騰し、加えて、足元の不安定な世界経済が国内のオフテイク市場にネガティブなインパクトを与える不安が増す中で、今回の改定は、オフテイク市場の環境を悪化させ、第2・第3ラウンドの事業完遂に更なる支障となるため、本改定を実施する場合は、本改定による影響の緩和策もあわせて実施していただくよう希望致します。</p>	No.3の回答をご覧ください。
48	FIT・FIP 制度	<p>第2ラウンド・第3ラウンドはコーポレートPPAが主たる収入源である中、第1ラウンドがFIPに移行することで、当該ラウンドにおけるオフテイカとのPPA契約締結を躊躇する可能性があり、事業完遂へ影響を及ぼすと考えられるが、どのようにお考えかご教授いただきたい。</p> <p>また、「FIP制度への移行に係る認定公募占用計画の変更が認められた場合の基準価格は、変更前の認定公募占用計画に記載された供給価格と同じ額とする」とあるが、FIP移行時の価格はどのように議論され、算定されたのかご教授いただきたい。</p> <p>第1ラウンドの案件がFIT制度に基づいて行われる前提で、オフテイカ各社との交渉が進んでいる中、FIP制度への移行が認められる場合、ゼロプレミアム水準の選定事業者が太宗を占めている第2ラウンド・第3ラウンドの案件よりも価格交渉力が高くなるのが容易に想定され、第2ラウンド・第3ラウンドの事業の完遂に悪影響を及ぼす可能性があるため。</p>	No.3の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
49	FIT・FIP 制度	<p>第1ラウンドの事業がFIPに移行した場合、第2・第3ラウンドの事業に多大な影響を与え、事業性を著しく毀損する可能性があるため、改訂の見送りを求める。</p> <p>・第1ラウンドについてFIP移行が認められた場合、それらの事業ではFIPプレミアムを得ることが可能となり、加えて価格調整スキームが適用となった場合は、基準価格が引き上げられることから、ゼロプレミアムで応札した第2・第3ラウンドの事業よりも強い価格交渉力を得ることとなる。</p> <p>・オフテイカーの視点に立った場合、プレミアムを得られる事業者から再エネ電力を調達する方が、経済合理性が高いことは明らかであり、また第1ラウンドの3海域合計で1.7GWもの容量があることから、洋上風力電源に興味を示すオフテイカーの需要を相当程度賄うことが可能となる。そのため第2・第3ラウンドの事業のみならず、今後公募が開始となる第4ラウンドにおいてもPPA交渉の難航を招きかねない。</p> <p>・今回の公募占用指針の改訂検討の過程において、第1ラウンドの事業のFIP制度への移行による第2・第3ラウンド事業への影響について、洋上風力合同会議や調達価格等算定委員会といった関係する審議会等において十分な議論が行われたとは言い難く、上述の懸念点をはじめとした多くの副作用を孕む拙速な改訂は問題があると考え</p>	No.3の回答をご覧ください。
50	FIT・FIP 制度	<p>公正で透明なCPPA市場の確保</p> <p>CPPAの活用が増える中で、特にコンソーシアムに参加している主要電力会社が、同じプロジェクトからのオフテイカーとなることが可能かについて明確化を求めます。こうした取り決めが認められる場合は、競争環境を保つためのセーフガードが不可欠です。電力会社系列のオフテイカーが締結するCPPAの条件が、非系列の買い手に比べて著しく有利にならないよう、当局には透明性の確保を強く求めます。</p>	No.3の回答をご覧ください。
51	FIT・FIP 制度	<p>先行案件に遅延が生じた場合の後続案件への影響をどのようにお考えでしょうか。各選定事業者に協力する国内コントラクター等も、限りある物的・人的リソースの中で国が求める国内調達率向上の観点でも尽力している状況であり、ラウンド間でコントラクターが重複している場合、先行案件の遅延が後続案件に及ぼす影響は甚大と考えます。また、ラウンド間で同じ基地港を利用する場合において、先行ラウンドの選定事業者の基地港利用時期が遅れたとき、後続ラウンドの公募占用指針で定めた基地港利用期間の前提が覆ることになります。後続ラウンドの公募時における評価（特に迅速性の評価）に疑義が生じることにもなり兼ねないため、国による合理的な対応が必要となってくるのではないのでしょうか。</p>	<p>No.3の回答をご覧ください。</p> <p>また、御指摘の港湾の利用時期の遅れにつきましては、第2ラウンド公募の公募占用指針案におけるパブリックコメントNo.1115の回答でお示ししているとおり、後続ラウンドの公募において公募占用指針に示す「促進区域と一体的に利用できる港湾」の利用可能期間（後続ラウンドの事業者選定後は選定事業者の利用期間）に影響を与える場合には、先行ラウンドの選定事業者による港湾利用スケジュールの変更は原則認められません。</p> <p><参考：「秋田県八峰町及び能代市沖」、「秋田県男鹿市、潟上市及び秋田市沖」、「新潟県村上市及び胎内市沖」、「長崎県西海市江島沖」海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（案）」に関する意見募集の結果について https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=155221103&Mode=1></p>
52	FIT・FIP 制度	<p>③R1の他の応札者との関係にとどまらず、同様にFIPスキームが想定され、オフテイカーを探す必要性が高いR2/R3に与える影響について一切考慮されていない。FIP転により一定のプレミアムを受領できるR1に対し、特にR2/R3のゼロプレミアム事業者は需要家への売電に向けた営業活動で大きく劣後することとなる。価格調整スキームが反映された場合は更に劣後することとなる。このような形でいわば事後的にR2/R3の商用化を妨げることとなり、洋上風力事業全体に与える影響を評価する必要があると考える。</p> <p>時期：イベント</p> <p>2020/6/12：再エネ特措法が改正されFIP制度が明文化（但し施行前でありFIP認定の要件の詳細は未定）。</p> <p>2020/6/24：五島市沖の公募開始・パブコメ公表</p> <p>No.424「本公募はFIT認定を受けて事業を実施することを前提にしており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりません。」</p> <p>2020/11/27：第63回調達価格等算定委員会でFIT認定事業者のFIP制度への移行認定を認める方向をすべき、という事務局提案がなされる（資料1・下記21枚目）</p> <p>同日：R1公募開始</p> <p>2020/11/27～2020/12/28：R1公募占用指針への質問受付</p> <p>2020/12/24：五島市沖公募占用計画受付期限</p> <p>2021年2～3月頃：R1公募占用指針への質問回答（特にFIP転に関するQAなし）</p> <p>2021/5/27：R1公募占用計画受付期限</p> <p>2022/3/22：第11回洋上風力合同会議で当時の風力政策室長より、「選定結果発表後、（選定事業者の事業計画には基づかない）事実とは異なる情報等に基づくさまざまな報道がなされた。（例：非FIT売電、コーポレートPPA等）」という発言あり</p> <p>2022/4/1：再エネ特措法施行規則が改正、FIT→FIP転が可能であることが明文化（施行規則5条1項8の3ハ）</p>	No.3の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
53	FIT・FIP 制度	FIPでの競争入札は結局は民間が買い取るコーポレートPPA価格に事業性が依存するため、究極的に入札価格はゼロプレミアムに収束することになり、競争入札が成り立たない、かつ、黎明期の洋上風力が太陽光・火力・原子力を含むすべての電源との競争に放り出されることを意味します。言い換えると経産省はGXの柱である洋上風力産業を支援することを既に放棄し、コストとリスク負担を民間に丸投げしたということです。ゼロプレミアムで国民負担が無いということは経産省からの支援がゼロということです。そうなのであれば、公海及び海底の占用許可権を国交省に返還し、政策コストを削減した方がよほど国民負担の削減に繋がると考えます。	No.3の回答をご覧ください。 また、再エネ海域利用法における選定事業者へのFIP制度の適用に関して、ゼロプレミアムの場合も含め、事業者の基準価格は事業者自身が提出した公募占用計画の内容によって決まっているものです。加えて、政府としては、今般、洋上風力発電への電源投資を完遂させるため、価格調整スキームや保証金増額等の措置を取りまとめるなど、必要な対応を講じているところであり、今後、再エネが適切に評価される環境の整備を進めていくほか、公募の公平性が損なわれないことを前提に、洋上風力発電事業の投資が完遂されるための必要な環境整備を更に検討してまいります。
54	FIT・FIP 制度	<p>「公募占用指針案「第9章（5）5）FIP制度への移行」の注記にて「FIP制度への移行を行う場合において、本公募占用指針の第1章から第10章までの規定中「調達価格」とあるのは「基準価格又は調達価格」と、「調達期間」とあるのは「交付期間又は調達期間」と、「FIT認定」とあるのは「FIP認定又はFIT認定」と、「特定契約」とあるのは「市場取引等又は特定契約」とするほか、必要な読替えをする。」と記載されている。</p> <p>長崎県五島市沖を除く第1ラウンドの選定事業者がFIPに移行した場合、FIP基準価格はFIT下における調達価格と同額となることから、秋田県由利本荘市沖は11.99円/kWh、秋田県能代三種男鹿は13.26円/kWh、千葉県銚子沖は16.49円/kWhとなる。FIP参照価格がこの金額よりも下回る場合はその差額がプレミアム収入となり、その前提でオフテイカーとPPAの交渉に臨むことが出来ることになる。</p> <p>他方、第2・第3ラウンドの選定事業者（長崎県西海市沖を除く）はゼロプレミアムで落札しており、プレミアムが無い条件下でオフテイカーとの交渉を行わざるを得ず、第1ラウンド事業者と第2・第3ラウンド事業者の間に、当該プレミアム分の価格交渉力の差が生じることとなり不公平であると言わざるを得ない。</p> <p>オフテイカーとすれば、プレミアムを得られる事業者から買電することの方が経済合理性があることは明らかであり、第1ラウンドの選定事業者が不当に優遇されることになると思われる。</p>	No.3の回答をご覧ください。
55	FIT・FIP 制度	ラウンド1で選定された事業がFIP移行した場合、洋上風力由来の電気に係るコーポレートPPA市場において、成立する売電価格と売電の成約可能性にどのような影響が生じると想定されるか、担当省庁の考えをご教示頂きたい。そのような見解を有していない場合、当該見解を形成するための情報収集・分析は必要と考えるか、ご教示頂きたい。	No.3の回答をご覧ください。
56	FIT・FIP 制度	第1ラウンドにおけるFIT制度への移行が認められた場合C P P A市場に及ぼす影響について（他のラウンドにおける選定事業者、さらには洋上風力に留まらず再エネ業界全体に与える影響を含む。）、どのように考えているか。	No.3の回答をご覧ください。
57	FIT・FIP 制度	<p>Round1における公募案件をFIP制度へ転換する制度変更には、強く反対する。資源エネルギー庁は今回の変更を「運用の明確化」と説明しているが、これは収益性に大きく影響を与えるものであり、実質的には公募の前提条件の変更等に等しい。公募制度の信頼性を損なう、きわめて重大な事後的ルール変更である。</p> <p>仮にFIP転換の可能性が事前に示されていたのであれば、他の事業者（コンソーシアム）も、より低価格での入札が可能だったはずである。実際、Round1の落札結果が公表された後、「落札事業者は非FIT売電を計画している」との報道が相次いだことが、その前提の違いを裏付けている。これを「運用の明確化」とする説明にはあまりに無理がある。</p> <p>さらに、Round1の結果公表後、「非FIT売電」や「コーポレートPPA」に関する報道が多くなされたが、2022年3月22日に開催された第11回「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会 洋上風力促進ワーキンググループ」において、資源エネルギー庁自らが「非FIT売電制度への変更」に関して「事実と異なる情報」と否定していたことも、改めて指摘しておきたい。</p> <p>本来であれば、こうした制度変更は調達価格等算定委員会において慎重な議論を経た上で判断されるべき重要事項である。しかし、2025年3月21日に開催された第103回の同委員会では、複数の委員から制度変更に対する異論が示されたにもかかわらず、十分な議論を経ずに結論ありきで押し切られた点は、制度の透明性・公平性を大きく損なう。</p> <p>Round1の対象である3海域（銚子、能代・三種・男鹿、由利本荘）については、落札事業者に一定の保証金支払いを求めた上で、公募のやり直し、または次点評価のコンソーシアムへの事業移管といった対応を検討すべきである。</p>	No.2、No.16及びNo.19の回答をご覧ください。
58	FIT・FIP 制度	<p>一般海域における大規模な洋上風力発電の実績がない日本において、</p> <p>(1) 洋上風力発電を含む発電事業の知見・経験を有しない資源エネルギー庁（以下、「エネ庁」という。）が、国民負担軽減という建前の下、環境アセスメント手続きを実施している案件の増加に伴い競争環境が成立しているという詭弁で過当な価格競争を煽る制度を立案し、同じく発電事業の知見・経験を有しないエネ庁下に設置された委員会やワーキンググループがこれを追認した上で、制度を制定</p> <p>(2) 発電事業の知見・経験を有しないエネ庁及び学識経験者や専門家で組織される第三者委員会が公募、特に事業の実現性を評価した結果、第1回公募を落札した事業者が巨額の減損を出すという失敗に至ったのは当然の帰結であると考えます。</p> <p>このような状況において、第1回公募はFIT制度を前提条件とした公募であったにもかかわらず、遡及的にFIP制度への移行を認めることは、公募の前提条件の重大な変更であり、公募の公平性や信頼性を著しく損なうものであることから、第1回公募を落札した事業者による事業の遂行に疑義が生じているのであれば、遡及的に制度を変更するのではなく、世界の常識に照らし合わせて再公募を実施すべきと考えます。</p>	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
59	FIT・FIP 制度	FITが前提とされたラウンド1において、今回の措置は明らかに競争の公正さを欠くものである。ラウンド1の選定事業者が非価格点（定性点）でトップだったのは1海域のみであり、価格点で勝った残りの2海域は敗退として、定性点トップの事業者に対応可能性を確認し、対応が難しければ再公募とすべきではないか。	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
60	FIT・FIP 制度	2020年11月27日の意見募集結果をみると、514番のように公募専用計画の変更により買取価格の変更は想定していないと記載しています。 また、547番において、「調達価格以外での売電はFIT期間20年後以降に限られるという認識でよいか。」という問いに「御理解の通りです。」と回答されています。 今回ご提案の、FITからFIPへの変更については、公募参加を検討していた事業者が想定していない公募ルール的大幅な変更となります。あらかじめ、変更の可能性が示されて、事業者が明確に想定できていた場合とくらべて提案内容や採点内容が大きく変更するものと想定されます。 そのため、仮にこの過去の公募に対して改定後の公募指針が適用される場合には、事業者選定のための公募をやり直しするものと考えられますが、そのお考えでよろしいでしょうか？	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
61	FIT・FIP 制度	2020年6月24日の意見募集結果をみると、424番のように公募はFIT認定を受けて事業を実施することを想定しており、途中からFIP制度へ移行することは想定しておりませんとあります。 今回ご提案の、FITからFIPへの変更については、公募参加を検討していた事業者が想定していない公募ルール的大幅な変更となります。あらかじめ、変更の可能性が示されて、事業者が明確に想定できていた場合とくらべて提案内容や採点内容が大きく変更するものと想定されます。 そのため、仮にこの過去の公募に対して改定後の公募指針が適用される場合には、事業者選定のための公募をやり直しするものと考えられますが、そのお考えでよろしいでしょうか？	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
62	FIT・FIP 制度	FITとFIPでは、事業収支計画試算ならびに価格点（FIT/FIP）の算定の根底が異なると考える。価格点120点のみならず、定性点の120の内数にも影響が及ぶ変更となるため、Round 1の入札条件の根底が覆る条件変更であるため、公募のやり直しが必須と考える。	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
63	FIT・FIP 制度	全世界の破綻しかけているプロジェクトにおいて、公募ルールを事後変更してまで救済した例はこれまでありません（市場は今回のFIP転を「公募ルールの変更」と見ています）。 例えば、オーステッド社は昨年に米国ニュージャージー州のプロジェクトから撤退しましたが、それは今回のラウンド1と同じ、インフレによる建設費の上昇等が原因でした。同州はこれを受け、再公募へと舵を切っています。 再エネ海域利用法に基づく公募入札の事後にFIP転を認めることは、各関係主体の懸念を強め、日本市場の魅力を損なう結果に陥るため、市場からの信任が得られる範囲での救済に留め、再公募も辞さない態度で対応すべきと考えます。つきましては、「公募条件を見直したうえで再公募」（選定事業者が撤退した場合）という観点での議論を早期に開始すべきではないでしょうか。	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
64	FIT・FIP 制度	改めて事業の実現性の評価方法に焦点を当て、ラウンド4以降の入札制度の抜本的な見直しが急務です。以下に提言致します。 (ア)FITの再開：不確実性の高いFIPでは、事業実現性が下がればかりかファイナンスコストが上昇する分、やがて国民の負担となる小売価格に転嫁されます。未だ黎明期にある洋上風力はFITで事業がなされるべきです。	第4ラウンド以降の入札制度については、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。
65	FIT・FIP 制度	第一に、既に事業者選定が完了した公募の公募占用指針を遡及的に変更することについて、反対の意見を表明する。 遡及的な変更を行うこと自体に法律上の問題がないのか、大前提として国民や国内外の洋上風力業界関係者から疑問を呈されるものとする。従って、担当省庁はまず法律上の問題がないことについて明確な説明を行うべきと考える。 また、選定された事業者による事業実施が見込まれないのであれば、国が遡及的な変更を行うか否かを議論する前に、当該事業者は公募占用指針に則り事業実施不可との判断を行った旨を国に通達すべきと考える。その上で、公募占用指針に則り再公募が行われるべきと考える。選定された事業者が事業実施可否の判断を通達しない今の段階で、国自ら公募占用指針を変更しようとするのは、国が「選定事業者の事後的な救済」や「過去に行われた公募の正当化」を行おうとしているという誤解を国内外に与えかねないと危惧する。国内外の洋上風力発電業界関係者から左様な捉えられ方をされれば、日本の洋上風力市場そのものの信頼失墜に繋がり、日本の脱炭素目標の達成を著しく困難にすると考える。	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
66	FIT・FIP 制度	公募が終わってから、公募占用指針を改定するなんて、ありえません！ 公募し直せばよいだけのことです。世間では常識です。 無茶苦茶なことはいけません。	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
67	FIT・FIP 制度	<p>FIT制度での公募による事業契約はインフレによるコスト変動という想定外には相当し得ない要因であり、これをもって電力利用者・国民の電力料金負担増の可能性に係るFIP制度すなわち市場価格にプレミアムを加算可能にすることは公募の条件そのものを変更することであり、事業者がたとえ投資開始後であっても契約通り履行できない意思を示された場合は契約破棄となり、再公募が公平公正な手続きでありその上で契約条件の見直し再検討は利用者国民に負担増となる旨を十分広く知らせた上で行われるべきものと考えます。</p> <p>一部修正的に進めることは甚だ不適切であり、この公募占用指針(改訂案)に明確に反対致します。</p> <p>その上で忌憚のない意見ということで付け加えるならば今回の指針(改訂案)の是非を問うならば、そのぜんていとしてこの事業はその目的には公共事業的国策エネルギー政策の一事業であり電力利用者である国民の幸福に資するものでなければならないにも関わらず国民特に設備整備される地元住民にとってはデメリットは複数挙げられるがメリットが見当たらないことです。電気の同時同量、現段階再エネ発電量が電力系統の誤差の範囲での運用、事業拡大電力増強後の「解列」という事業目的に反する意味不明の矛盾は先進ヨーロッパでの事例・データでも同様の様相を呈しており、単にインフレのみを主要因かのように取り上げていることはより重大な真因を見えなくする意図があるやに見えてしまいます。また環境は物理的存在としてのみならず風光明媚や白砂青松など精神衛生的に寄与する因子としての住民国民の無形的財産でもあり、巨大風車による景観的損失が及ぼす長期的微弱なストレスは現代の脳科学的観点からも精神的健康レベルと文化的健康レベルを低下させるものと思われる。憲法に照らし主権者出る国民にとっての最善再考を強く願いたい。</p>	No.2及びNo.16の回答をご覧ください。
68	FIT・FIP 制度	<p>第1ラウンドの選定事業者も「届出と占用計画の変更を行う事によりFIP制度への移行が可能となる」という公募占用指針の根幹の変更（評価点の50%を占める価格点の土台の変更）となる重要な公募ルールの事後変更を行うのであれば、公平性の観点につき相応の機関で十分に審議される必要があり、改めて洋上風力合同会議等での公の議論を経ることや、業界団体や第1ラウンドに参加した事業者の意見を事前に聞くなど公の場で公正なプロセスを経て行われるべきと考える。この事後的な制度変更を必要とする背景や理由を事前に説明をすべきであったと考えるが、今後合同会議等で議論をする予定があるか具体的なスケジュールをご教示いただきたい。具体的なスケジュールが決まっていないうであればスケジュールのイメージをご教示頂きたい。</p>	2025年6月以降の洋上風力促進WGにおいて丁寧な議論を重ね、No.2の回答で示した考え方の整理に至りました。
69	FIT・FIP 制度	<p>今回の公募占用指針の変更「FIPへの移行」は以下の理由により不合理なものであると考えます。洋上風力は「脱炭素の切り札」と位置付けられており、更なる事業の普及拡大の為に、公募ルール、公募実施の公平性と透明性が不可欠であると考えます。今回の公募占用指針の変更「FIPへの移行」の合理性について事業者のみに留まらず国民の理解が深まるよう、審議会、合同会議などで公開正大な議論を引き続きお願いしたい</p> <p>i) FIP制度への移行は発電事業の長期的かつ安定的な実施に資するものの、移行できなくても発電事業に大きな支障を与えるものではないこと</p> <p>ii) 事業者はFIT制度を前提に、評価において大きなウェイトを占める供給価格を決定しており、公募後にFIP制度への移行を可能とすることは制度の公平性等を損なう</p> <p>(iii)第1ラウンドの事業実施がFIT制度が前提となっているということを信頼していた事業者を保護すべき</p> <p>(IV)第1ラウンドと第2/3ラウンドのラウンド間の公平性に問題がある。</p>	No.68の回答をご覧ください。
70	FIT・FIP 制度	<p>今般の公募占用指針の改定を経た後も同様に、旧一電系や大手小売電気事業者が自分と関係がある公募参加者からのみ好条件を受け入れることは、公募ルール違反となると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>旧一電系や大手小売電気事業者が、自らの企業グループに所属する公募参加者のみに対して不当に有利なCPPA条件を提示することが公募ルール違反になることを再確認いただきたい為。</p>	事業者が関係法令に違反する場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがあります。なお、関係法令の解釈については、当該法令を所管する府省庁のHP等で御確認ください。
71	FIT・FIP 制度	<p>CPPAの競争環境に変化が生じる可能性があることも踏まえ、国が、旧一電系や大手小売電気事業者が自分と関係がある公募参加者からのみ好条件を受け入れている事実（あるいは、それを疑うべき端緒）を把握した場合、国が公正取引委員会に対して、情報提供・申告する等しかるべき対応を行って頂けると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>旧一電系や大手小売電気事業者が、自らの企業グループの公募参加者のみに対して不当に有利なCPPA条件を提示してはならないという公募ルールに実効性があることを確認いただきたい為。</p>	No.70の回答を御確認ください。
72	FIT・FIP 制度	<p>FIP転換を認めるのであれば、1st Roundの選定事業者が享受できるFIPプレミアムと同等のものを2ndおよび3rd Roundの選定事業者にも適用すべきと思います。それをしなければ、国内マーケットにてPPA需要家を探す中、1st Roundの選定事業者だけが実質的にプレミアムを享受できることになり、既に2nd・3rd Roundでの選定事業者のCPPA交渉に影響を及ぼすこととなり、非常に不公平なマーケット環境になることを危惧します。事業者選定済み案件のFIP転換を認めるのであれば、2nd Round以降の事業者にも同等のプレミアムを提供できる施策が必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。</p>	No.3の回答をご覧ください。
73	FIT・FIP 制度	<p>2025年3月9日以前において、ラウンド1案件のFIP移行が可能であるか、事業者から質問・照会を受けたことがあるか、その場合、担当省庁からはどのような回答をしていたか。当該質問・照会を行った事業者の個人名が明らかにならない形で、ご説明されたい。担当省庁として、この情報が開示困難であるとする場合、その理由をご説明されたい。</p>	No.29 (2) から (5) までの回答をご覧ください。
74	FIT・FIP 制度	<p>2025年3月9日以前において、ラウンド1の選定事業者から、ラウンド1案件のFIP移行を求める申し出を受けたことはあるか。</p>	個別事業者とのやり取りについてのお答えは差し控えます。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
75	FIT・FIP 制度	2025年3月9日以前において、ラウンド1案件のFIP移行は、ラウンド1に係る公募占用指針を改正することなくして許容されない旨の説明を、担当省庁から、事業者、他省庁、国会議員、報道機関に対して、したことはあるか。	FIP移行に係る今般の規定の明確化の経緯や趣旨については、No.1及びNo.2の回答をご覧ください。また、再エネ海域利用法の公募制度を含め、洋上風力発電を取り巻く様々な論点について、政府として、随時、関係者に対して適切な情報発信に努めてきているところです。
76	FIT・FIP 制度	2025年3月9日以前において、国会議員から、ラウンド1案件のFIP移行を認める措置を取るよう、直接的または間接的に、指示、依頼、願望の伝達、提案、示唆等を受けたことはあるか。	FIP移行に係る今般の規定の明確化について、御指摘の「国会議員」との関連性はなく、明確化の経緯や趣旨については、No.1及びNo.2の回答をご覧ください。
77	FIT・FIP 制度	2025年3月9日以前において、ラウンド1案件がFIP移行することが可能である旨を、ラウンド1?ラウンド3の入札参加者ないし選定事業者に対して伝達したことはあるか。	No.75の回答をご覧ください。
78	FIT・FIP 制度	2025年3月10日の洋上風力促進ワーキンググループの委員に対し、同日の審議資料のうち、ラウンド1のFIP移行を明示的に認める旨の公募占用指針の改正に係る部分について、担当省庁から事前説明を行ったかどうか、また、その際にどのような説明を行ったか、教示されたい。	一般論として、個別の審議会委員との意見交換は公開を前提に行っているものではなく、その内容をお答えすることは困難ですが、再エネ海域利用法の公募制度を含め、洋上風力発電を取り巻く様々な論点について、政府として、随時、関係者に対して適切な情報発信に努めてきているところです。
79	FIT・FIP 制度	2025年3月10日の洋上風力促進ワーキンググループの委員に対し、同日の審議資料のうち、ラウンド1のFIP移行を認める旨の公募占用指針の改正に係る部分について、担当省庁から事前説明を行った場合、その際に委員からどのような質問・意見が出されたか、個別の委員名が明らかにならない形でご説明されたい。担当省庁として、この情報が開示困難であるとする場合、その理由をご説明されたい。	No.78の回答をご覧ください。
80	FIT・FIP 制度	2025年3月19日付け東洋経済オンライン『三菱商事「522億円減損の洋上風力」に一条の光、エネ庁担当者は「三菱商事の救済」を完全否定』において、風力政策室長の発言として「（FIP転換が可能だったということは）業界みんなが知っている話」と述べられている。 2025年3月10日より前の時点で、洋上風力ラウンド1で選定された事業がFIP移行することが可能であるとの認識を、担当省庁に対して表明した事業者は、政府が把握している限りで何社あったのか。また、洋上風力ラウンド1で選定された事業がFIP移行することが可能ではないとの認識を表明した事業者は何社あったか。	No.30の回答をご覧ください。
81	FIT・FIP 制度	2025年3月21日の調達価格等算定委員会の委員に対し、ラウンド1のFIP移行を認める旨の公募占用指針の改正について、担当省庁から事前説明を行ったか、またその際に委員からどのような質問・意見が出されたか、個別の委員名が明らかにならない形でご説明されたい。担当省庁として、この情報が開示困難であるとする場合、その理由をご説明されたい。	2025年3月21日の調達価格等算定委員会の議題は、「既公募案件に価格調整スキームを適用する場合の価格調整の上限」であり、FIP移行に係る今般の規定の明確化について審議しているものではありません。なお、FIP制度への移行については、既に2021年1月27日の同委員会において、電源種を問わず、「FIT制度の下で既認定しているものがFIP制度へ移行する場合については、（略）基準価格は調達価格と同水準とし、また、交付期間は、調達期間の残存期間とする」との意見が取りまとめられているところです。
82	FIT・FIP 制度	2025年4月2日付け日経新聞電子版『洋上風力の業界団体、経産省に懸念伝達 ルール見直しで』という報道がなされている。この記事の事実関係の真偽についてご説明されたい。	個別の報道についてのお答えは差し控えます。
83	FIT・FIP 制度	2025年4月2日付け日経新聞電子版『洋上風力の業界団体、経産省に懸念伝達 ルール見直しで』という報道がなされている。当該記事の中で、『経産省は今後、業界団体などにより詳細な経緯や方向性を説明し、事業者の意見を聞く機会を設けるとみられる。』との記載があるが、意見を聞く機会は実際に設けられたのかどうか、ご説明されたい。 また、そういった機会が設けられていた場合、そこでどのような意見が表明されたのか、意見内容と個社名が紐付けられない形で、ご説明されたい。担当省庁として、この情報が開示困難であるとする場合、その理由をご説明されたい。	No.82の回答をご覧ください。
84	FIT・FIP 制度	2025年4月2日付け日経新聞電子版『洋上風力の業界団体、経産省に懸念伝達 ルール見直しで』という報道がなされているが、日本風力発電協会（JWPA）及び再生可能エネルギー長期安定電源推進協会（REASP）から資料は提出されたのか。 また、当該資料において、ラウンド1の選定事業者に対してFIP移行を認める措置の是非について、何社の意見が表明され、うち賛成の社、反対の社、賛否が不明の社が何社あったのか、個社名が明らかにならない形での集計値を伺いたい。 担当省庁として、この情報が開示困難であるとする場合、その理由をご説明されたい。	No.82の回答をご覧ください。
85	FIT・FIP 制度	2025年4月2日付け日経新聞電子版『洋上風力の業界団体、経産省に懸念伝達 ルール見直しで』という報道がなされているが、この中の「過去の公募で落札した企業の有志連合」からは資料は提出されたのか。 また、当該資料において、ラウンド1の選定事業者に対しFIP移行を認める措置の是非について、何社の意見が表明され、うち賛成の社、反対の社、賛否が不明の社が何社あったのか、個社名が明らかにならない形での集計値をご説明されたい。 担当省庁として、この情報が開示困難であるとする場合、その理由をご説明されたい。	No.82の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
86	FIT・FIP 制度	2025年4月5日付日経新聞記事『三菱商事の洋上風力、補助金変更は「救済」 競合が反発』において、『ラウンド1終了後に経産省に『FIP転を想定した公募だったか』と質問したところ否定する回答があった』と述べられている。この事実関係の真偽をご説明されたい。	No.82の回答をご覧ください。
87	FIT・FIP 制度	FIT売電を前提に選定されたいわゆるラウンド1の選定事業者に対し、FIP移行が認められる旨を明記する措置について、業界との調整や合意形成が不十分だったという報道があるが、2025年3月10日の洋上風力促進WGの開催より前に、ラウンド1案件のFIP移行について、業界団体との間で情報提供・意見交換を行ったことがあるか。業界団体との間で情報提供・意見交換が行われなかった場合、それをしなかった理由は何か。	FIP移行に係る今般の規定の明確化の経緯や趣旨については、No.1及びNo.2の回答をご覧ください。また、再エネ海域利用法の公募制度を含め、洋上風力発電を取り巻く様々な論点について、政府として、随時、関係者に対して適切な情報発信に努めてきているところです。
88	FIT・FIP 制度	ラウンド1案件のFIP移行が可能であることを明記する旨の公募占用指針の変更に賛同できない、乃至、当該変更の根拠が不明である旨の意見を表明した社に対し、その後、担当省庁から、当該変更について各事業者が反対する意向を有していないことの表明を求めた事実はあるか。	個別事業者とのやり取りについてのお答えは差し控えます。
89	FIT・FIP 制度	ラウンド1案件のFIP移行が可能であることを明記する旨の公募占用指針の変更に賛同できない、乃至、当該変更の根拠が不明である旨の意見を表明した社に対し、そういった意見を担当省庁以外には表明しないことを求める行政指導を行った事実はあるか。	個別事業者とのやり取りについてのお答えは差し控えます。
90	FIT・FIP 制度	ラウンド1の選定事業者の認定済み公募占用計画はFIT売電を前提としているところ、当該公募占用計画は、公募の評価の過程で、収支計画の実現可能性も含め、事業計画の実現可能性が十分であると評価されているため、担当省庁としては、現在、FIT売電であってもこれらの事業の事業性は成立すると考えているか。	個別事業の事業性については、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えを差し控えます。
91	FIT・FIP 制度	ラウンド1の選定事業者の認定済み公募占用計画はFIT売電を前提としているところ、当該公募占用計画は、公募の評価の過程で、収支計画の実現可能性も含め、事業計画の実現可能性が十分であると評価されているため、担当省庁としては、現在、FIT売電であってもこれらの事業の事業性は成立すると考えているか。	No.90の回答をご覧ください。
92	FIT・FIP 制度	再エネ海域利用法13条7項は、「前三項の規定は、公募占用指針の変更について準用する。」としていることから、同項は、いちど策定された公募占用指針が、その後変更されることがあることを前提とした規定と解される。任意の公募占用指針に基づき事業者選定がなされた後、当該公募占用指針を変更する場合に、同項を根拠として、許容される変更と許容されない変更を区別する基準は何か。	2025年8月26日の第35回洋上風力促進WGにおいてお示ししたとおり、再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用については、当該措置がもたらす様々な効果や影響を考慮しつつ、①政策措置の適用の必要性・合理性、②公募における競争の要素に与える影響、③政策措置の適用前後における公募占用計画の一体性に与える影響を総合的に勘案し、その可否を判断します。これは、公募占用指針の変更を伴う場合も同様です。
93	FIT・FIP 制度	再エネ海域利用法13条7項は、「前三項の規定は、公募占用指針の変更について準用する。」としている。同項には、公募占用指針の変更が許される期間についての明示的な規定がないところ、事業者選定後においても同項に基づき、公募占用指針を変更することは許容されるか、その理由とともにご説明されたい。	No.92の回答をご覧ください。
94	FIT・FIP 制度	再エネ海域利用法13条7項は、「前三項の規定は、公募占用指針の変更について準用する。」としている。同項には、公募占用指針の変更が許される期間についての明示的な規定がないところ、選定事業者が選定された後、いちど策定された公募占用指針において定められた売電形態、調達価格その他の事業の経済性に関する要件を変更する公募占用指針の変更は許容されるか、その理由とともにご説明されたい。	No.92の回答をご覧ください。
95	FIT・FIP 制度	再エネ海域利用法13条7項を根拠として、ある海域で選定された選定事業者の事業に係る公募占用指針を変更したことにより、他の海域で選定された選定事業者の事業に不利益が生じる場合、そのような変更は行政の裁量の逸脱に当たらないか、理由とともにご説明されたい。	事業者の選定後に実施される政策措置の適用に伴う公募占用指針の変更に係る考え方については、No.92の回答をご覧ください。また、他の海域で選定された選定事業者との関係は、No.3の回答で示しているとおりです。こうした考え方の下で規定の明確化を行うことは、再エネ海域利用法を実施するために必要かつ合理的な範囲であり、御指摘の「行政の裁量の逸脱」には当たりません。
96	FIT・FIP 制度	次の各措置が法的に許容されるか、その根拠条文とともにご説明されたい。 1. いちど策定された公募占用指針を変更する措置 2. いちど策定された公募占用指針を、当該公募占用指針に基づき選定事業者が選定された後に変更する措置 3. いちど策定された公募占用指針が規定する内容のうち、当該公募占用指針に基づき選定された選定事業者が採りうる売電方式を、選定事業者が選定された後に変更する措置	No.92の回答をご覧ください。 また、公募占用指針の変更の根拠条文は、再エネ海域利用法第13条第7項です。
97	FIT・FIP 制度	一般に、政府が、一定の要件を前提に複数の事業者からそれぞれ提出された提案を、相互に比較・競争させることにより当該提案を評価し、その結果として特定の事業者を選定し、当該事業者に特定の経済的特権を付与することを決定した場合において、当該選定の後の時点において、当初に事業者が満たすべきとされた要件を変更することは許容されると考えられるか、ご教示頂きたい。	No.2の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
98	FIT・FIP 制度	次の点につき、担当省庁の理解をご教示頂きたい。見解を有していない場合、当該見解を形成するための情報収集・分析は必要と考えるか、ご説明されたい。 1. 現在、日本において、太陽光・陸上風力由来の電気に係るコーポレートPPA市場と、洋上風力由来の電気に係るコーポレートPPA市場では、どの程度、売電価格、需要家の取引動機、1件当たりの取引容量等の観点から見た市場特性は異なっているか。 2. 前者と後者のコーポレートPPA市場が、市場特性の点で大きく異なる場合、後者の市場には、2030年までに運開する1.7GW分の洋上風力に係る追加的なPPAの供給に対応する需要は存在すると考えるか。また、その存在の不確実性についてどのように評価しているか。 3. 後者の市場に、2030年までに運開する1.7GW分の洋上風力に係る追加的なPPAの供給に対応する需要が存在しない場合において、当該1.7GW分の洋上風力に係る追加的なPPAが市場に供給された場合、全体としてPPAの成約可能性にはどのような影響が生じると考えられるか。 4. 一般に、PPAの売電収入を前提とした洋上風力事業において、PPAが成約しない場合、当該洋上風力事業の完遂にどのような影響が生じると考えられるか。 5. 上記4点についての見解が、我が国の洋上風力ラウンド1に係る案件群と、ラウンド2及び3に係る案件群については成立しないと考えられるような個別事情は存在するか。	民間事業者間の契約形態や需要家の取引動機等は様々であり、一概に評価することは困難ですが、政府としては、市場の動向を注視し、再エネが適切に評価される環境の整備を進めていくほか、公募の公平性が損なわれないことを前提に、洋上風力発電事業の投資が完遂されるための必要な環境整備を検討してまいります。
99	FIT・FIP 制度	2022年度以降は、再エネ海域利用法の対象となる洋上風力を含め、当該時点でFIT認定を受けていた再エネがFIPに移行することが許容されるとする根拠となる法令及び告示の該当条文をご教示頂きたい。	お尋ねの「該当条文」は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等及び解体等積立基準額を定める件等の一部を改正する告示（経済産業省告示第66号）附則第2項です。
100	FIT・FIP 制度	今後、ラウンド1の選定事業者が撤退することにより、ラウンド1の海域において再公募が行われた場合、当該再公募によりゼロプレミアム水準のFIPを提案した事業者が選定されれば、現在のラウンド1の事業に係る国民負担に比べ、生じる国民負担は少なくなり、また、事業の事後救済をするよりもその方が透明性が高いのではないかと。	仮定の質問についてお答えすることは困難です。
101	FIT・FIP 制度	第1ラウンドにおけるFIT・FIP制度への移行を可能とする方針に係る合同会議の審議や検討経緯の不透明さ、事業者等に対するアカウンタビリティについて、どのように考えているか。	No.29(6)の回答をご覧ください。
102	FIT・FIP 制度	FIT売電を前提に選定されたいわゆるラウンド1の選定事業者に対し、FIP移行が認められる旨を明記する措置について、業界との調整や合意形成が不十分だったという報道があるが、それに対する所管省庁の考えをご教示頂きたい。	個別の報道についてのお答えは差し控えます。
103	FIT・FIP 制度	次の点につき、担当省庁の理解をご教示頂きたい。見解を有していない場合、当該見解を形成するための情報収集・分析は必要と考えるか、ご説明されたい。 (1) FIT売電を前提として選定されたラウンド1案件がFIPに移行した場合、当該案件が追加的に期待できる収益は、年あたり及び海域の占用期間30年を通算してどの程度と想定しているか。 (2) 日本の平均的な洋上風力の設備利用率を前提として、ラウンド1の平均的水準に近い、調達価格13.39円のFITを前提とした1.7GWの洋上風力事業がFIP移行し、20円の売電価格のPPAを締結し、FIPの参照価格が12円であった場合、年あたり及び海域の占用期間30年間を通算して、当該洋上風力事業の収益はどの程度、増加すると試算されるか。 (3) 一般に、事業上の影響が大きい政策決定については、その実質及び手続の両面で妥当性を慎重に検証することが必要であると考えられるか。	(1)については、個別事業の事業性については、今回の意見公募手続の対象ではなく、お答えを差し控えます。(2)については、事業性については、御指摘の条件の他にも様々な要因により大きく変動することから、一概にお答えすることは困難です。(3)については、一般論で申し上げれば御理解のとおりです。再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用については、No.92の回答をご覧ください。
104	FIT・FIP 制度	洋上風力業界の先行きに懸念を抱く立場として、以下の意見を述べます。 競争入札で選定された事業者を事後的に救済する今回の制度変更には反対します。海外の入札参加者もいたことから、国の威信を損なうだけでなく、今後の入札の正当性や公平性を毀損しかねません。もし落札者が辞退した場合には、現行のルールに則り再入札を実施すべきです。辞退者がいない現段階において制度変更が行われることは、特定の企業を救済する目的があるという証左です。これはラウンド1の落札者に限ったことではなく、その後のラウンドの落札者にも事後的に救済措置が適用されるべきではありません。	御指摘の「再公募」については、No.16の回答をご覧ください。 また、再エネ海域利用法に基づく公募における事業者の選定後に実施される政策措置の適用については、No.92の回答をご覧ください。
105	FIT・FIP 制度	入札における評価において、事業の実現可能性を適切に評価できなかったことを深く反省すべきです。売電価格が低いこと自体が事業の実現可能性を低くする要因となります。安価な価格を提示した場合、実現可能性の評価が下がる仕組みが必要です。	今回の意見公募手続の対象外の意見であるため、お答えは差し控えます。
106	FIT・FIP 制度	落札者以外の入札価格の公表は控えるべきです。ラウンド1の敗者の価格が公表されたことにより、後のラウンドで過度に価格を引き下げる傾向が生じています。過度にダンピングを助長するような政策は慎むべきです。	今回の意見公募手続の対象外の意見であるため、お答えは差し控えます。
107	FIT・FIP 制度	低い上限価格付きのFIPの使用がコーポレートPPAを推奨しているように見受けられますが、これはリスクと費用の負担を民間に丸投げするものです。コーポレートPPAはFITよりも不確実性が高く、洋上風力の規模では一社でのオフテイクが困難なため、ファイナンスの観点からより複雑で困難になります。そのため、FITよりもコストが高くなります。また、仮にコーポレートPPAに委ねたとしても、そのコストは最終的に小売価格に転嫁されるため、長期的には国民の負担となることには変わりはありません。短期的な国民負担の回避に焦点を当て、ゼロプレミアムを許容して民間にリスクおよびコスト負担を求めるのであれば、経産省による政策的インセンティブはもはや存在せず、むしろ業界にブレーキをかけていると受け止められます。	No.3及びNo.53の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
108	FIT・FIP制度	地元貢献策を事業者に競わせることは、大きな負担とリスクを伴います。地方自治体の業務である地方創生が洋上風力発電事業者に課されています。半導体産業の誘致において同様の事例は見たことがありません。雇用創出や街づくり、地方振興などは産業誘致の副次的効果として現れるべきもので、地方行政の役割まで事業者に押し付けるのは不適切です。	洋上風力発電事業を実施するに当たっては、地域との共生が重要であることから、国、都道府県、基礎自治体、関係漁業団体等の利害関係者、有識者等で構成される協議会における協議を開催し、協議会において促進区域指定に異存のない旨、合意を得た海域でのみ発電事業者の公募を実施しており、公募に参加する事業者はその旨を理解した上で公募に参加しているところ、「地方行政の役割まで事業者に押し付ける」との御指摘は当たりません。
109	FIT・FIP制度	事業者側にも問題があります。入札参加者による事業性判断の先送りが横行しています。三菱商事コンソーシアムが批判を受けていますが、ゼロプレミアム価格で入札したすべての入札者がダンピングを行い、リスクの確定と投資決定責任の先送りをしています。言わば、コンソーシアムで手を繋いでリスクに目を瞑りながら赤信号を渡るような入札が続いている状況です。野放図にリスクテイクをする事業者は経産省の失政を批判する資格がないばかりか、失政の一端を担い、結果的に業界の持続的発展を阻害していることを認識すべきです。厳重に反省を促したいと考えます。	今回の意見公募手続の対象外の意見であるため、お答えは差し控えます。
110	価格調整スキーム	・ゼロプレミアムによる応札案件であっても、第1ラウンド事業者が価格調整スキームで享受できる効果と同程度の収益向上に繋がる内容とすることを求める。	No.3及びNo.104の回答をご覧ください。
111	価格調整スキーム	質問： 指数等の具体的な計算方法について確認させていただきたいと思います。 例えば、指数等の一については、「i) およびii)」の各期間におけるA重油、B重油、C重油の指数の平均値」との記載がありますが、これは、日本銀行ホームページの「企業物価指数の公表データ一覧」に掲載されている、各期間（iおよびii）に該当する各月の各指標の「寄与度」の数値をすべて合計し、その合計をデータ数で割ることで平均値を算出すればよいという理解で正しいでしょうか。 また、月によっては該当するデータが存在しない場合もあるようですが、その場合、当該月は平均値を算出する際のデータ数に含めるべきでしょうか、それとも除外すべきでしょうか。 意見： 指数等の具体的な計算方法について、誤解のないよう明示していただけますと幸いです。 <理由> 指数等が具体的にどのように適用されるのかが不明瞭であるため。 企業物価指数の公表データ一覧：日本銀行 Bank of Japan	価格調整スキームにおける具体的な計算方法は、公募占用指針改訂案に記載のとおりです。なお、データの欠損等があった場合の取扱いは、その状況に応じて個別に判断します。
112	価格調整スキーム	特定物価変動率を算出するための指数が示されているが、その実効性が不明瞭で試算例を提示されたい。また、少なくとも風車に関わる指数については国内企業物価指数に為替調整比率を乗じて調整するのではなく、欧州あるいは米国CPI/PPI等主要製造拠点における経済指標をベースにすべきではないか。 特に風車等はサブサプライヤー含め大部分が海外メーカーに依存しており、調達価格は為替・グローバル需給・インフレ影響を大きく受けます。 こうした実態に照らせば、国内物価指数（CGPI）+為替係数という評価ではなく、欧州あるいは米国CPI/PPI等主要製造拠点における経済指標をベースとすることで、価格変動をより正確に反映できるものと考えております。	価格調整スキームにおける具体的な計算方法は、公募占用指針改訂案に明確に記載しているとおりでありますが、この計算方法は、プロジェクトの実態等を踏まえて洋上風力促進WG及び調達価格等算定委員会において議論を行い、当該議論を踏まえて決定しているものです。
113	価格調整スキーム	“公募占用 計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの1年間”と記載あるが、合同会議では公募開始前（0年）から遡った1年間との比較で議論されていたと思います。今回の変更案では、どちらが正しいのか確認したい。	御指摘の「合同会議では公募開始前（0年）から遡った1年間との比較」の意味するところが明らかではありませんが、過去に実施した公募において適用される制度としては、公募占用指針改訂案に記載のとおりです。なお、今後実施される公募においては、「公募開始日の属する月の前月までの1年間」と「選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第四十八条第一項の規定による届出（海域における電気事業法第三十八条第二項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限る。）の予定日の属する月の前月までの1年間」の物価等を参照して基準価格の調整を行います。
114	価格調整スキーム	申請した日の属する月から1年前からの物価上昇しか救済されない場合、出来るだけ早く計画変更申請をする必要が出てきますが、事業撤退をするかもしれない段階で変更申請を認めることは更なる懸念事項にも繋がる。学識経験者又は第三者委員会の意見を聴取することで妥当性を判断することになっているが、申請できる要件をあらかじめ明確にすべきではないか。確実な事業計画を立て、その通りやるという意味を示さないと変更申請は認めてはいけないと思う。	公募占用計画の変更申請については、事業完遂に向け公募占用計画の変更が必要となった場合に事業者から変更申請が行われ、当該変更申請があったときは、再エネ海域利用法第18条第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行います。
115	価格調整スキーム	CAPEX：OPEXの比率は一律に7:3とするのではなく、事業者が公募占用計画（資金・収支計画）に記載しているプロジェクトごとの数値を適用すべきである。	資本費と運転維持費の比率については、第1～3ラウンド公募の自然条件をもとに、最新のNEDO着床式洋上風力発電コストモデルを活用して着床式洋上風力発電の資本費の構成比を求めており、制度の明確性の観点から、一律の比率としています。当該構成比については、洋上風力促進WG及び調達価格等算定委員会において議論を行い、当該議論を踏まえて決定しているものです。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
116	価格調整スキーム	提案されている方式では、ラウンド2,3の選定事業者の多くはZPL（ゼロプレミアム水準）で入札しているので、「3円/kWh」に特定物価変動率を適用する形になります。それでは、事業者選定時の計画書において記載されているCAPEX・OPEX実額の増分が補填されません。そのため、事業者が提出している資金・収支計画の記載をもとに補填する必要があります。欧州のある事例では、入札時に事業者が使用した財務モデルを政府に提出し、後に価格を調整する際にはそのモデルに変化値を入力することでCAPEX・OPEXの増分を正しく把握し補填を行うと聞いています。このように各企業の支出増加（計画値からのズレ）が正しく補填される形で価格調整を行う必要があるのではないのでしょうか。	No.53の回答をご覧ください。 また、公募の公平性及国民負担への中立性を確保する観点から、価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映することとしています。
117	価格調整スキーム	指針案の「新たな保証金制度及び価格調整スキームを適用するための公募占用計画の変更の認定を申請した日の属する月の前月までの1年間の物価水準」を起算点とした場合、事業者が公募開始時点で想定した経済条件が反映されず、資材高騰や為替変動の影響を事業者が被る結果となります。洋上風力のように初期投資が極めて大きく、準備期間も長期にわたる事業においては、過去案件についても第4ラウンド以降の入札ルールと同様に、「公募開始直前の1年間における物価水準」を起算点とすべきではないか。上記が受け入れられない場合、当該措置適用後の将来の物価変動における物価変動の上昇分は価格へ反映し、物価変動の下落分については、価格へ反映しない等、調整方法を再度ご検討いただきたい。本提案を不採用とする場合には、「公募の公平性及国民負担への中立性を確保する観点」から、その理由とリスク負担の妥当性について明確にご説明いただきたい。調達価格等算定委員会でも論じられている過去約40%の物価変動が確認されている中で、過去案件の完遂を懸念する状況下、事業実現に向け、改めてご検討頂きたい。本変更（起算点見直し）は、「事業の撤退・遅延の抑止、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる」という観点から非常に有効と考える。また、保証金制度の見直しを含む今般の制度見直しを受け入れる事業者にのみ適用されることを踏まえれば、公平性を損なうものでもないと考えております。	公募の公平性及国民負担への中立性を確保する観点から、価格調整スキームについては、当該措置適用後の将来の物価変動のみを基準価格/調達価格に反映することとしています。
118	価格調整スキーム	価格調整スキームの適用対象（洋上設備、陸上設備）について、明確にしていきたい。 公募占用指針P.85では、価格調整スキームの適用が洋上設備に限られるように読める一方、記載要領及び様式集P.125では、陸上設備の工事計画届予定日の記載となっているが、陸上設備も適用対象の認識でよいか確認させていただきたい。	公募占用指針改訂案のとおり、価格調整スキームにおける「選定事業者が認定公募占用計画に記載した電気事業法第48条第1項に規定による届出」は、海域における電気事業法第38条第2項の事業用電気工作物の設置の工事に係るものに限ることとしています。なお、御質問の【様式6-3】制度変更希望届では事業スケジュールの明確化のため、陸上海洋双方の届出予定日を記載する必要があります。
119	価格調整スキーム	該当箇所のうち「変動率の上限比率は160/100、下限比率は40/100とする。」は「変動率の上限比率は140/100、下限比率は60/100とする。」の誤記かと思われます（他海域は全て「上限比率は140/100、下限比率は60/100」の記載となっています）。	御指摘を踏まえ修正いたします。
120	価格調整スキーム	特定物価変動率の上限比率及び下限比率について、他案件は140/100及び60/100なのに対し、秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖だけが160/100及び40/100となっている理由をご教示ください。本案件だけ特別扱いするような議論は合同会議等で為されていないと理解しています。	御指摘を踏まえ修正いたします。
121	価格調整スキーム	特定物価調整率を求める際に考慮されている686/1000は、第99回調達価格等算定委員会等の議論で提示された『資本費部分に相当する基準価格の7/10に連動させる』という概念に相当する比率という理解で良いでしょうか？ 一方、特定物価調整率の計算では、更に314/1000を加えるとされますが、この比率の根拠は何でしょうか。上記686/1000と足し合わせると、ちょうど1000/1000になりますが、686/1000は運転管理費に相当する割合でしょうか。合同会議等では資本費部分の議論しか為されていないと理解しますので、根拠と妥当性をご教示ください。	御指摘の「特定物価調整率を求める際に考慮されている686/1000」については、洋上風力促進WG及び調達価格等算定委員会における「資本費部分に相当する基準価格の7/10に連動させる」との議論に相当するものです。物価変動率の算定に当たっては、NEDO着床式洋上風力発電コストモデルに基づく資本費構成に占める割合の大きい風車、施工、基礎、ケーブル費用に関する物価指数を考慮することとしており、これらの割合の合計が98%となることから、基準価格のうち資本費部分に相当する7/10に、調整対象となる割合である98/100を乗じた686/1000が調整対象となります。なお、公募占用指針改定案として規程を整備するに当たって、上記審議会での議論の内容を踏まえ、より正確な数値としているものです。
122	価格調整スキーム	ZPLで落札した案件の価格調整スキーム適用後の『基準価格又は調達価格』の最高価格は以下の計算で求まると理解して良いでしょうか； $3\text{円/kWh} \times \{686/1000 \times (140/100 - 1/100) + 314/1000\} = 3.80262\text{円/kWh}$ 物価変動率の上限である40%を適用しても、ZPL案件の基準価格上昇は0.8円/kWhに留まることになり事業者としては救済効果なしと考えざるを得ませんが、国の方では本算定式を策定する過程で試算し、一定の効果があると判断されたのでしょうか。もし効果があるとされたなら、どのようなケースにおいて、どれだけの効果があるとされたのか定量的にお示しください。	No.112及びNo.116の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
123	価格調整スキーム	<p>公募占用指針案「第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更」にて、長崎県五島市沖を除く第1ラウンドの選定事業者は保証金制度の変更の適用に伴う増額分に係る保証金を期限内に支払えば価格調整スキームの適用が認められる旨、規定されている。</p> <p>もし仮に、第1ラウンドの選定事業者が価格調整スキームの適用が認められた後にFIPに移行した場合、価格調整スキーム適用後の調達価格が基準価格となるのかご教示いただきたい。</p> <p>「公募占用指針案「第9章（5）5）FIP制度への移行」には「FIP 制度への移行に係る認定公募占用計画の変更が認められた場合の基準価格は、変更前の認定公募占用計画に記載された供給価格と同じ額とする。」とあり、「認定公募占用計画に記載された供給価格＝価格調整スキーム適用前の価格」とも解釈できるためご教示いただきたい。</p>	御理解のとおりです。
124	計画変更	<p>ラウンド1のFIP制度への移行も含め、公募占用計画の変更の認定を行った際は、変更の内容も含めその旨を公表すべきではないでしょうか。</p> <p>公募占用計画の変更の認定が公募の公平性を損なうものとなっていないこと及び公表の利益の一層の増進に寄与するものであることを他の公募参加者や国民全体に示すことが必要と考える。</p>	再エネ海域利用法第18条第2項の規定に基づき公募占用計画の変更の認定をしたときは、同条第3項において準用する同法第17条第2項の規定に基づき、当該認定を受けた公募占用計画の概要、当該認定をした日及び当該認定の有効期間並びに促進区域内海域の占用の区域及び占用の期間のうち、変更があった内容を公示します。
125	計画変更	<p>R1-3の公募占用指針変更案パブコメに「風車メーカーの変更についての記載がない」。これは、R1-3については、風車メーカーの変更は認めないということによろしいか？</p> <p>2025年1月29日に発出されている「一般海域における占用公募制度の運用指針（改訂案）」に関する意見募集の結果について示された222番目のQAの回答に、風車メーカー変更の要件について「公募占用指針を作成する際に検討するとあります。</p>	公募占用計画の変更基準については、一般海域における占用公募制度の運用指針（令和7年1月改訂）第3章3.（2）に定められており、風車メーカーの変更を行う場合でも本条項に定める基準を満たせば変更を行うことができます。
126	計画変更	<p>長期脱炭素オークションにおけるOWPの組み込み</p> <p>この展開は歓迎すべきものですが、高品質で経験豊富なデベロッパーを惹きつけ、成功裏にプロジェクトを遂行するためには、報酬制度が堅固で予測可能でなければなりません。また、第1ラウンドのプロジェクトにおける固定価格買取制度（FIT）からプレミアム価格買取制度（FIP）への移行が、占用計画の変更にあたり第三者委員会による審査が必要となるかどうかについても明確化が必要です。第1ラウンドでは、資金計画の妥当性に関する評価が行われませんでした。コーポレートPPA（CPPA）の導入により、第2および第3ラウンドと同様にCPPAのオフテイクが評価されるのかも確認が必要です。これらの点に関する明確なガイダンスが、プロジェクト間の一貫性と公平性を確保する上で重要です。</p> <p>EBC（欧州ビジネス協会）は、日本の長期脱炭素化オークション制度に洋上風力発電プロジェクト（OWP）を組み込む提案に関して、意見を提出する機会を歓迎します。洋上風力は、日本のカーボンニュートラル実現に向けた中核的な手段ですが、成功には政府のより強力かつ一貫した取り組みが必要です。これまで、日本における洋上風力の開発は、非競争的なオークション結果により制約されており、しばしば非現実的に低い入札価格となっています。この「価格の底辺競争」アプローチは、プロジェクトの遅延やセクターの財務的持続可能性の低下を引き起こしています。持続可能性、投資家の信頼、産業発展を確保するために、戦略的転換が求められています。</p>	No.10の回答をご覧ください。
127	計画変更	<p>選定事業者が断念もしくは着工の時期が全く見通せない等により国内サプライチェーンや基地港利用等の要素にて後続案件にも甚大な影響が及ぶことが明確にした場合、当該選定事業者へのペナルティについて、既に規定された保証金の没収以外に考えられていることはあるでしょうか。</p>	公募占用指針においては、事業者が撤退した場合のペナルティとして、保証金の没収に加え、公募参加資格の一定期間の停止について規定しています。
128	計画変更	<p>FIP制度へ移行する場合は、</p> <p>①資金計画等が変更となることから、「別紙10:事業の資金計画・収支計画」や「別紙11:リスクの特定及び分析」といった別紙等の修正が必要となり、変更認定される必要があるという理解で正しいか。</p> <p>②P53_第9章(5)1)に記載の通り、変更内容が審査及び評価の結果が下がる方向の場合は、FIP制度への移行が認められないという理解で正しいか。</p>	No.10の回答をご覧ください。
129	保証金	<p>海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域 公募占用指針（千葉県銚子沖）</p> <p>第11章 選定事業者の希望に基づく制度変更</p> <p>質問：</p> <p>保証金の没収に関する事項として、以下の記載があります。</p> <p>「選定事業者として選定された時点における公募占用計画（以下『当初公募占用計画』）に記載された運転開始予定日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始（※）がなされなかったこと」</p> <p>この点について、運転開始日が評価項目とされていなかったラウンド1案件にも適用される、という理解で正しいでしょうか。海域間で保証金の没収事項に差異があるのは、公平性の観点から適切でない事は理解するが、運転開始日(迅速性)が評価項目になっていないラウンド1にも当事項が適用されるのか、明確にしたいもの。</p>	御理解のとおりです。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
130	保証金	今回新たなルールをラウンド1に遡及適用した場合にも、「事業者選定時に公募占用計画に記載されたCOD」（能代市、三種町、男鹿市沖：2028年12月、由利本荘市沖：2030分年12月 銚子市沖：2028年9月）を達成しなければならないことは不変であるとの理解でよいか。加えて、それが満たされないときには保証金が没収されるという理解でよいか。	御理解のとおりです。
131	保証金	第2次保証金または第3次保証金の没収事由として、「選定事業者として選定された時点における公募占用計画（以下「当初公募占用計画」）に記載された運転開始予定日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかったこと」とあるが、運転開始予定日の変更を伴う公募占用計画の変更が、やむを得ない事情に該当するとして認定された場合、上記の没収事由における保証金没収の起点となる「当初公募占用計画に記載された運転開始予定日」は、変更認定された計画における新たな運転開始予定日に置き換わるという理解でよいか。すなわち、運転開始予定日の変更が認められた場合は、変更後の運転開始予定日までは保証金は没収されず、変更後の運転開始予定日を起点としてその徒過の期間に応じて没収額が算定される、という理解でよいか。 運転開始予定日の変更が認定された場合における保証金没収事由の確認のため。	公募占用計画の変更の認定がされることをもって、保証金没収の起点となる日は変更となりません。
132	保証金	第2次保証金または第3次保証金の没収事由として、「選定事業者として選定された時点における公募占用計画（以下「当初公募占用計画」）に記載された運転開始予定日までに再生可能エネルギー発電設備の運転開始がなされなかったこと」とあるが、運転開始予定日の遅延の事由が保証金没収免除を受けるための要件に該当し、没収免除が認められた場合、上記の没収事由における保証金没収の起点となる「当初公募占用計画に記載された運転開始予定日」は、没収免除が認められる範囲における新たに設定される運転開始予定日に置き換わるという理解でよいか。すなわち、運転開始予定日の遅延による保証金没収免除が認められた場合は、没収免除が認められた新たな運転開始予定日を起点としてその徒過の期間に応じて没収額が算定される、という理解でよいか。 保証金没収免除が認められた場合における保証金没収事由の確認のため。	没収免除の判断がされた場合には、「選定事業者として選定された時点における公募占用計画（当初公募占用計画）に記載された運転開始予定日」とあるのは、「没収免除の判断がされた時点における公募占用計画に記載された運転開始予定日」と読み替えることとなります。
133	保証金	本改訂は保証金を担保することによる参加業者の限定を図るものと受け取れ、実質入札可能業者を絞り、落札可能となる業者の特定につながる極めて不公平なものであると考える。 そもそも、洋上風力の必要性や安全性については疑問視される点が数多く残り、一部の肩書を持つ者だけが承認し、学術的・技術的知識と経験を有した方々の検討が幅広く行われたものではないため、信ぴょう性に欠けるものである。 即座に計画を中止、または分野をまたいだ幅広い協議検討を行うことを要望するものである。	迅速性評価の採用に対し、遅延を前提とした運開予定日で計画提案させないためのペナルティとして、遅延した期間を売電期間から控除する措置に加え、保証金を全額没収することとしています。また、サプライチェーンの逼迫やインフレ等の影響により、世界ではプロジェクトが中断・撤退する事例が複数発生していることから、このような事業環境下であっても事業実施を担保させる効果を及ぼす保証金について、諸外国（ドイツやデンマーク、オランダ）の最新の保証金制度を参考に制度の見直しを行いました。
134	保証金	不可抗力事由のうち“左記以外のその他当事者のコントロールができず回避が可能ではない事象”が免除可となっているが、インフレや円安による変動もこれに該当するの か。 インフレや為替変動リスクは、事業者リスクとして扱うべきとされてきた中、さらに新たな価格調整スキームが追加されたうえに、運転開始遅延が没収免除となるのは違和感がある。	第2次保証金又は第3次保証金の没収免除の対象となる事由の範囲について、公募占用指針改訂案では、激甚災害による直接の被害及び戦争等の武力行使による直接の損害があった場合に加え、「その他当事者のコントロールができず回避が可能では無い事象が生じた場合」としているところです。「その他当事者のコントロールができず回避が可能では無い事象が生じた場合」に何が該当するかについては、個別の事情に応じて判断します。
135	保証金	合同会議資料（「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」）の「1.③撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し」によると、今回の保証金増額にあたり、「諸外国（デンマーク、オランダ、ドイツ）における最新の保証金額の平均を日本の第3次保証金額として設定。」とあります。 これら諸外国におけるプロジェクトはすべて前提が異なるものであり、その保証金額の平均値を日本のプロジェクトに適用するのは適切ではないと考えます。 国が先行して環境アセスメントや風況調査・地質調査などを実施し、事業者のリスクを一定程度下げたうえで公募すべきであり、保証金額は国による開発投資に見合った額とすべきではないでしょうか。 （日本ではセントラル調査の費用が選定事業者負担であることも、なぜ諸外国と同等の保証金を求められるのか、違和感を生む要因になっています。）	改訂前の保証金の額については、第55回調達価格等算定委員会の資料2「再エネ海域利用法に基づく公募占用指針について」（p.18）に記載しているとおり、再エネ海域利用法と類似のルールを運用する国々の保証金水準を参考に設定したものです。 諸外国においても保証金の額は適宜見直しが行われており、今般の改訂はその最新の水準を参考に行ったものです。
136	保証金	合同会議資料「洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させるための制度のあり方について」の「1.③撤退や遅延を抑止する保証金制度の見直し」において、デンマークとオランダのケースを比較対象として運開遅延金に係る変更をしているが、保証金の没収パターンが最小単位で6か月単位とされており、当初1ヵ月目・2ヵ月目・3ヵ月以降で分けたオランダのケースが参照されていない。遅延時期が早い場合にはその分遅延金の額は小さくすべきであり、6か月の遅延よりも短い単位で設定すべきである。	保証金の没収パターンについては、迅速性評価と同様の階段状になるように設定しております。
137	保証金	保証金制度の見直しについては、第1～3ラウンド一律に適用すべきではないか。 保証金制度の変更の適用に伴い保証金の増額を受け入れることとなるが、現行制度では、わずかな遅延が生じた場合であっても、全額没収となるため、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させる観点から、一律適用とすべきではないかと考えております。	洋上風力促進WG（第30回）資料1 p 3に記載しているとおり、第1～3ラウンドの選定事業者について、洋上風力発電に係る電源投資を確実に完遂させることの重要性に変わりは無い一方で、事業規律の強化やIRRの引下げを含む今般の措置を一律に適用することは、事業の予見可能性を損なうことから困難と考えられます。
138	供給価格	上限価格の引き上げ：ラウンド3の着床式上限価格18円は明らかに現在のコストを反映していません。次回ラウンドでは上限価格の撤廃、または十分な引き上げが必要です。	第4ラウンド以降の入札制度については、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
139	供給価格	下限価格の設定：入札参加者によるダンピングは事業の実現可能性、質、安全性、雇用を損なうだけでなく、下請け業者やサプライチェーンを含む産業全体の適正な利潤や持続的発展を阻害します。ダンピング防止のために、国土交通省の入札で一般的に使用されている下限価格の設定が必要です。	第4ラウンド以降の入札制度については、今回の意見公募手続の対象ではないため、お答えは差し控えます。
140	港湾	特定経済区域（SEZ）の拡充 港湾制限やカボタージュ規制を緩和したSEZの拡大は、効率的な建設や物流の実現に必要です。こうした規制改革により、遅延が軽減され、日本がグローバルな洋上風力プレイヤーにとって魅力的な市場となるでしょう。	頂いた御意見については、今後の制度設計の参考とさせていただきます。
141	その他	洋上風力では民間企業にかなりの負担を強いているが、他の産業（半導体、万博・五輪など）では柔軟に国が補填しており、それに対する議論がなされてもよいはずである。船舶・風車・工事などの費用が入札時から明らかに上昇した場合には相当額の補填が必要ではないか。現状の支援ではCAPEXの増加に対応できず、工事開始が見通せない状況にある。 大阪・関西万博に関連する国の費用について（Ver.3） https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/expo_suisin_honbu/pdf/yosan_20250204.pdf	No.92の回答をご覧ください。
142	その他	設備投資に対する補填の拡大 GX債や脱炭素化基金による補助金など、追加的な財政支援を拡充し、OWPコンソーシアムが利用可能とするべきです。これらの仕組みは、銀行融資のしやすさの向上や資本コストの低減に不可欠です。	No.92の回答をご覧ください。
143	その他	まず、世界の潮流は決して経済的な問題ではなく、再生可能エネルギー自体に問題があるから、止めていくようになっているだけです 嘘はいけませんよ 地球は人間のみが生きている星ではありません 再生可能エネルギーという嘘は、人間以外の生き物から、彼者が受けているエネルギーを横取りする以外の何物でも無く、そうして彼者が生きていけなくなれば、曇った現代人の目には見えない連環が途切れ、結果、自分たちの頸を真綿で絞めることとなります 日本だけ完遂に向け尽力することは、世界から笑い者になるだけで、蔑まされるだけです それは先祖たちが築いてきた日本を貶めることであり、未来の子供達に肩身の狭い思いをさせることです 世界に合わせるというのではなく、再生可能エネルギーという欺瞞に対して、日本が率先してリーダーシップを持って、廃止する動きを見せてください	再生可能エネルギーについて、第7次エネルギー基本計画（令和7年2月18日閣議決定）では、エネルギー政策の原則であるS + 3 Eを大前提に、電力部門の脱炭素化に向け、主力電源化を徹底し、関係省庁や地方公共団体が連携して施策を強化することで、地域との共生と国民負担の抑制を図りながら最大限の導入を促すこととされています。 また、洋上風力発電は、今後コスト低減が見込まれる電源として、我が国の電力供給の一定割合を占めることが見込まれ、我が国の再エネ主力電源化に向けた「切り札」とされています。また、事業規模が大きく、産業の裾野も広いことから、建設やO&Mを通じ雇用創出にも貢献するなど、経済波及効果が期待されます。今後とも、コスト低減に加えて、再エネ海域利用法に基づく協議会等を通じた地域との共生を図りながら案件形成を進めています。
144	その他	意見募集があることを締切直前に知ったので、きちんと作成する時間がなく、以下ではごくごく簡単に述べます。 1.なぜ税金で三菱商事を救済せねばならないのか 一私企業がリサーチ不足によって事業の推進が不可能になったとしても、その企業に責任を取らせれば良いのではないのでしょうか。大赤字で倒産しても、国が手をさしのべる必要はありません。公募占用指針を改訂して救済するために掛かる経費は、税金から、あるいは税金に近い再エネ賦課金から、要するに国民の負担です。 2.今回の再エネ（洋上風力）事業が立消えになっても問題なし 無理して継続させず、可能な発電量の範囲で経済を回していけば良いのではないのでしょうか。そのための工夫をすることは可能でしょう。 3.離岸距離が短い洋上風力発電計画全体の見直しを これが最も重要なのですが、欧州のように22.2km以上離岸距離がある場合は別として、岸から（人の住む場所から）わずか1?5kmしか離さないような洋上風力計画は、健康被害について丁寧な調査や研究が進むまで実施しないでいただきたい。すでに睡眠障害等々の健康被害が出ていることは、経産省・国交省の担当者のお耳にも入っているのではないのでしょうか。 引越ができる人は転居を考えます。洋上風力発電計画地の多くは人口減少に悩んでいますが、被害が知られることによって移住を断念する話も出てきています。また被害の個人差が大きいため、同じ家族でも被害を訴える人と何ともない人がいて、悲劇の度合いを深めています。 水俣病被害は、原因についての知見が少しずつ明らかになる中で、行政の不誠実な対応によって拡大していきました。その歴史を思い出してください。数年で別の部署に異動になるとしても、被害者の生活を破壊した罪は消えません。 今回の三菱の問題を奇貨として、離岸距離が短い計画のすべての見直しをいただきたいと願っています。	1. についてはNo.92の回答をご覧ください。 2. 及び3. については、No.143の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
145	その他	<p>1、漁業関係者からの意見収集の不備。関係漁業者への協議を行うとあるが、地元漁業者は勿論ですが、日本の海域での魚類の生態研究機関も対象になっているのだろうか？米国でもヨーロッパでも魚が獲れなくなったと漁業者による洋上風車反対運動が伝えられている。</p> <p>2、離岸距離。岸より1マイルでは近すぎ。少なくとも20キロメートルは絶対条件。地震・津波・人体・鳥類・海洋動物。全てに於いて影響が出る。</p> <p>3、廃棄について。ブレードの強化に使われる炭素繊維や化学物質は非常に危険。ブレードが折れても飛散の可能性があるし、陸上にも海へも飛散するだろう。また、廃棄処分方法が無く地中埋設。日本の何処に多量のブレードを埋める場所があるのだろう。処分方法が無く見切り発車で原発の核ゴミで散々な目にあった。クリーンエネルギーを謳う風力発電に於いてあってはならない事だ。</p> <p>4、FIP制度について。国民の多くはこの制度について知らない。もっと国民への説明がいるのではないだろうか。</p>	<p>1. から3. までについては、No.143の回答をご覧ください。</p> <p>4. について、FIP制度に関しては、これまでも再エネ大量導入・次世代電力NW小委員会等の公開の審議会において、国民各層や民間事業者が議論を参照可能な形で、随時必要な議論を行ってきたところであり、パンフレットやHPによる広報も行ってきたところですが、引き続き、適切な制度広報に努めてまいります。</p>
146	その他	<p>洋上風力事業構想全体について</p> <p>・なぜ世界で事業の中断が相次ぐ中、日本では事業を続行させようとするのか？洋上風力事業を見直すべき兆候が現れていると考え、洋上風力事業の構想自体を立ち止まって再評価するべきなのではないか。</p> <p>このまま無理に事業を進めても、今後の不透明な世界情勢の中、将来メンテナンス費用が高騰し、採算が取れないどころか莫大な損失を被る事業になるのではないかと危惧する。洋上風力発電のコストは、約3割が設計や資機材費などの初期費用で、約7割が維持・管理などのサービス費といわれており、事業開始後のコストの方が大きい。</p> <p>洋上風力はメンテナンス時に船舶の利用が必須であることから、石油価格の上昇はこの際の燃料代に直接に響いてくる。また風車の油圧装置のオイル交換にも化石燃料を必要とし、この原料も現段階で既に世界で奪う合いになっていて、今後さらに競争が激しくなると言われている。これら化石燃料を直接発電には関係ない用途で利用して消費するのは本末転倒である。</p> <p>・脱炭素における再生可能エネルギーの構想自体が安定した天然ガス・石油などの化石燃料の供給を前提としたものであり、それが崩れている今、一度立ち止まって戦略を考え直した方がいいと考える。今立ち止まることはある一定の損失を被るであろうが、将来のより壊滅的な損失を避けるためには傷が浅いうちに決行した方がよい。洋上風力構想全体を見直すことを要望する。</p>	No.143の回答をご覧ください。
147	その他	この案件を云々する以前に、洋上といっても、風車を設置すれば、自然環境、生態系に悪影響を及ぼさないわけがないのですから、即刻洋上風力発電も中止してください。	No.143の回答をご覧ください。
148	その他	<p>海に風車を建てることに反対します。みなさん、気は確かかと言いたい。次世代に責任が取れるのかと問いたい。</p> <p>地球にとって、海は全ての命が生まれたまさに命の故郷です。海洋生態系は超複雑で、人間が永久にとらえることのできないものです。そこに振動する風車を建てるなど、地球への挑戦でしかありません。みなさんは、人類を減ぼしたいのですか、海洋生態系を破壊したいのです。洋上風力は日本国始まって以来の愚行です。</p> <p>優秀な官僚の皆さんが気づかない訳はなく、気づきながらも自らの保身のために、地球や人類を裏切る行為に手を染めており、もはや犯罪でしょう。</p> <p>再エネの目的は、人為的二氧化碳排出量の削減でしたが、再エネはどれもこれも工業製品の塊を使用する工業そのものであり、自然エネルギーではありません。</p> <p>トータルで見ると火力発電よりずっと多くの二氧化碳を発生させます。みなさんご存じのとおりです。こんな地球破壊事業に私たちの税金を絶対に使わないでください。</p>	No.143の回答をご覧ください。
149	その他	<p>概要で「世界では洋上風力発電事業の中断等が発生しております」と言っているように、再エネ先進国である欧米において洋上風力の不採算性が明白になっています。</p> <p>後発の日本は傷が浅いうちに撤退の道を探るのが賢明な態度だと思われます。法律を変えてまで無理に続ける意味がどこにあるのか理解できません。このままだと日本がお金を払うだけ払わされて全て国民の負担として残るだけになってしまいます。</p>	No.143の回答をご覧ください。
150	その他	<p>「世界では洋上風力発電事業の中断等が発生しております」と指摘されている通り、洋上風力の不採算性が世界的に明確化されてきております。</p> <p>そもそも日本のCO2排出量は、全世界の3%程度に過ぎず、経済性を度外視して、更には世界の潮流に逆行してまで、再エネ導入を進めるだけの合理的理由は見つかりません。</p> <p>またこのような法改正が罷り通れば、事業の公平性は失われて、国が特定の企業に便宜を図るようなことが公然化してしまいます。</p> <p>更には、その財源が再エネ賦課金であることも、到底容認できません。</p> <p>法改正の撤回を厳に求めます。</p>	No.143の回答をご覧ください。
151	その他	<p>すべてをクリックして意見を書き込むのは大変なことです。これら全部を読んでもわかりにくいパブコメです。</p> <p>以前から洋上風力発電設備の資材の高騰は言われていました。欧米ではすでに撤退が続いています。それなのに日本が頑として洋上風力発電建設を続けようとしています。FIPが変わろうが国民負担には変わりません。風力発電を安定させるためには火力発電が必ずバックアップ電源として必要なことはわかっていることです。いい加減に再エネを推進することをやめてください。海についての調査がほとんど行われずに進めています。自然と漁業を守ってください。</p>	No.143の回答をご覧ください。

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
152	その他	<p>欧州を中心に、以前から燃料費や建設費の高騰が続いており、FIT価格で落札した再生可能エネルギー事業者の中止案件が頻発しています。本文でも「世界では洋上風力発電事業の中断等が発生」と認識を示しています。</p> <p>再エネ先進国である欧米において洋上風力の不採算性が明白になっていることの認識と、今回の占用指針改定とは大きく矛盾します。後発の日本が欧米よりも環境適応がたやすいという論拠はどこにも書かれていません。</p> <p>このことは、法の改定で「確実に完遂」させることができるという発想に無理があるという証左になっています。</p>	No.143の回答をご覧ください。
153	その他	<p>この改定案に反対します。</p> <p>概要で「世界では洋上風力発電事業の中断等が発生しております」と言っているように、再エネ先進国である欧米において洋上風力の不採算性が明白になっています。</p> <p>後発の日本は傷が浅いうちに撤退の道を探るのが賢明な態度だと思われます。法律を変えてまで無理に続ける意味がどこにあるのか理解できません。</p> <p>国民は再エネ賦課金の高騰で苦しんでいます。</p>	No.143の回答をご覧ください。
154	その他	<p>地域協調に関する評価指標の定量化について</p> <p>本制度見直し案においては、保証金制度や価格調整スキームの整備等、事業の確実性や経済性を担保する観点からの制度強化がなされている点について、一定の合理性を認めます。一方で、再エネ海域利用法の目的のひとつである「地域との共生」を評価する観点に関しては、今回の制度変更案の中に明記がなく、懸念を抱いております。例えば、令和6年度に実施された山形県遊佐町沖における促進区域の公募においては、地域協調に向けた様々な取組（漁業者・地元企業・教育機関等との連携）が各事業者から提案されましたが、その評価は定性的かつ非公開のまま行われたと認識しております。これでは、応札事業者が地域と真摯に協調しようとする努力の評価が可視化されず、結果として地域との丁寧な関係構築を行うインセンティブが十分に機能しません。そこで、今後の制度設計においては、以下の点を強く要望いたします。</p> <p>【提案】</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域協調に関する評価項目の明文化と配点の明示 地域貢献、地域企業との連携、人材育成、地元調達率、漁業協調策等を、評価項目として明示し、その配点比率を公表すべきです。 定量的な評価指標の導入 例：地域企業の参画比率（％）、地域雇用人数、教育連携の件数、漁業者との協定の有無・進捗状況など、事実ベースでのスコアリングを導入すべきです。 過去案件との公平性確保のためのガイドライン策定 仮に今後の案件で定量評価を導入する場合、既存の案件と評価軸が異なることに起因する不公平が生じないよう、制度の経過措置や比較資料の公表が必要と考えます。 <p>地域協調は、単なる「協議の有無」ではなく、持続的な地域振興と共存の実現に不可欠な要素であることから、今後の再エネ推進制度において明確な評価基準として位置付けられることを強く希望します。</p>	<ol style="list-style-type: none"> については、公募占用指針で「関係行政機関の長等との調整能力（10点）」、「周辺航路、漁業等との協調・共生（10点）」、「地域への経済波及（10点）」と明示しています。 については、特に経済波及効果において、産業連関分析表に基づく定量的な効果及び協議会意見とりまとめ等の内容も踏まえた定性的な提案の両方の内容を踏まえ、総合的に評価を実施しています。また、事業者選定時には経済波及効果や雇用創出数を具体的に示した公募占用計画の概要等を公表しています。 については、ラウンド間の公平性の観点についてはNo.3の回答をご覧ください。「関係行政機関の長等との調整能力」、「周辺航路、漁業等との協調・共生」、「地域への経済波及」の項目は、都道府県知事意見を最大限尊重し、評価する観点から、評価の考え方も公募毎に変わることとなります。
155	その他	<p>意見項目1：地域・漁業振興策の実行状況に関する定点観測義務の制度化について</p> <p>これまでの選定においては、「地域振興策」や「漁業振興策」が評価項目の一部として設定されており、事業者各社が様々な地域連携の計画や地元との協力量案を提案してまいりました。しかしながら、一旦選定がなされると、これらの「振興策の実施状況」が制度的に追跡・評価される仕組みが存在しないことが、地域関係者や事業者の間で大きな懸念となっています。</p> <p>制度上の問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> 振興策が評価に含まれるにも関わらず、選定後のフォローアップ体制（定点観測）が制度的に欠如しており、評価が“提案時のアピール要素”にとどまっている。 結果として、真摯に地域・漁業との協調を築こうとする事業者の努力と、形式的な提案にとどまる事業者との間で、公正な競争が損なわれかねない。 地元の信頼形成という点においても、継続的な実行力・履行状況の可視化が極めて重要である。 <p>提案内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 地域・漁業振興策の実施状況を定期的に報告する義務の明記 選定事業者に対し、提案した地域振興・漁業協調策の履行状況（進捗、課題、地域からのフィードバック等）を、最低年次ベースで提出させる制度を導入すべき。 報告結果を国・自治体・住民に公開、あるいは共有可能とする制度設計 地域との合意形成や説明責任を果たす観点から、報告内容の一部は住民や自治体とも共有されるべきである。 過去の選定案件にも遡って適用可能とする制度改正を検討 すでに選定された案件においても、評価の根拠となった振興策の履行状況を適切にモニタリングし、必要に応じて是正措置や状況公開を行うことが求められる。 <p>結び</p> <p>再エネ海域利用制度の本旨は、地域との共生を前提とした持続可能な開発です。</p> <p>振興策の「提案」だけでなく、「履行の実態と持続性」が問われる制度運用こそが、公正性と地域信頼の確保につながります。</p> <p>本趣旨に則り、振興策のモニタリング義務化とその公開制度の整備を強く要望いたします。</p>	<p>選定事業者は、公募占用指針に基づき、経済産業大臣及び国土交通大臣に対し、定期的（少なくとも年に1度）に公募占用計画の履行状況等の報告をすることとなっているとともに、「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」に基づき、毎年度1回以上開催される選定事業者及び地元関係者等を構成員とする法定協議会において、事業の進捗報告等を行うこととなっています。</p>

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
156	その他	<p>意見項目2：入札評価過程における情報格差の是正と評価制度の透明化について</p> <p>本制度は、地域住民・関係者との共生を前提とした海域利用を進めることを目的とし、選定にあたって「漁業振興策」や「地域振興策」が評価対象とされています。しかし、入札評価における情報の非対称性・ブラックボックス性が原因となり、現場での不満や不信の声が複数挙がっている現状は、制度の信頼性と公平性を大きく損なうものです。</p> <p>制度上の問題点</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国・県が閲覧する評価資料と、自治体・海域利用者が閲覧する資料が異なる 特に、選定過程で県が自治体や漁業者等へ意見照会を行う際に、評価対象となる振興策の詳細情報が共有されていないという構造的な課題があります。 2. 結果として、地元からの意見が実質的に反映されない事例が発生している 例えば、令和6年度の実施の案件では、地元自治体や海域利用者から「自らの意見が反映されていない」「選定された事業者の提案内容を知らされていない」などの声が寄せられていると聞いています。 3. 現状、評価制度はブラックボックスとなっており、第三者による検証が不可能 地元住民や利用者が選定結果の妥当性を判断できない仕組みとなっており、制度への信頼性が毀損されかねない状況です。 <p>提案内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 評価資料の範囲とアクセス権限を明確に統一すること 国・県のみが閲覧可能な入札書類と、自治体・海域利用者が閲覧する資料に差異があることは、地域意見の適切な反映を妨げます。少なくとも県と自治体・海域利用者間では、同一情報へのアクセスを可能とすべきです。 2. 選定事業者による提出書類の一部開示を義務付けること 地域振興策・漁業協調策など、地域に直接関わる内容については、選定後に当該自治体および海域利用者へ開示されるべきです。そうでなければ、地域側で提案内容の実施状況（効果）を正確に測定することができません。 3. 評価制度の透明化およびフィードバックの導入 どの項目がどのように評価されたか、また地域の意見がどのように選定に反映されたかについて、選定後に第三者が検証できる程度の説明責任を制度として設けるべきです。透明性なくして、地域との信頼形成は困難です。 <p>結び</p> <p>再エネ海域利用法は、単なる設備建設を目的とした制度ではなく、地域社会との合意形成を通じた再エネ導入を目指すものです。その前提として、入札評価過程の透明化および情報格差の是正、振興策の可視化と地域への情報共有の制度化は喫緊の課題と認識しております。是非とも制度見直しの中での検討を強く要望いたします。</p>	<p>公募参加者の公募占用計画の内容については、公にすることにより当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから不開示としています。その上で、「関係行政機関の長等との調整能力（10点）」、「周辺航路、漁業等との協調・共生（10点）」、「地域への経済波及（10点）」の評価においては、都道府県知事意見を聴取し、最大限尊重することとしているため、公募の公平性に最大限配慮した形で関係部分等を都道府県のみを提供しています。また、当該項目の評価の内容については、「事業実現性評価点の内訳及び講評」として、公募参加者の競争上の地位等を害さない範囲で選定結果とともに公表することで、透明性の確保に努めています。</p>
157	その他	<p>今回の改訂内容は、過去に入札した公募内容/前提を改訂するものであることから、改訂箇所が分かるように、改訂理由や背景を注意書きで記載、もしくは改定理由・背景を表化した改訂履歴ページを目次前に追加する等、ご検討いただきたい。</p> <p>変更の参照・透明性向上の観点から、改訂履歴を残す必要があると考えております。</p>	<p>今般の公募占用指針改訂案については、洋上風力促進WG（第31回）において、新旧対照表等を作成しているため、改訂案と併せて適宜ご覧ください。</p>
158	その他	<p>系統強化とコスト分担</p> <p>日本は、よりバランスの取れた系統インフラ整備モデルを採用すべきです。欧州では、系統接続コストを国家または系統運用者が負担することが一般的であり、開発事業者だけに負担を求めることはありません。日本でも同様の仕組みを導入することで、公平性を保ち、導入を加速すべきです。</p>	<p>系統整備に関して、既に地域間連系線については、再生可能エネルギーの導入等に計画的に対応するため、広域連系系統のマスタープランを踏まえて整備を進め、費用を再エネ賦課金や全国の託送料金等を通じて負担する仕組みを導入しているところです。今後、第7次エネルギー基本計画に掲げているとおり、「広域連系系統のマスタープランについて、将来の再生可能エネルギーの導入状況や大規模需要の立地状況等を踏まえた見直しの検討を進めていく」とともに、「再生可能エネルギーの導入等に資する地内基幹系統等についても、（略）各エリアの一般送配電事業者等が、より効率的・計画的に整備を進めるための仕組みを検討するとともに、再生可能エネルギー電源の立地地域の負担とその全国への裨益を踏まえ、エリアを越えた費用負担の仕組みも検討していく」こととしています。</p>
159	その他	<p>日本の洋上風力は、政策的な位置付けだけでなく、実質的な財政的・制度的支援を必要としています。EBCは、バランスの取れたオークション設計、CPPAの透明性、インフラに対する公的支援、規制の近代化を通じて、政府がこのセクターに対し、より強力なリーダーシップとコミットメントを示すよう強く求めます。</p>	<p>No.92の回答をご覧ください。</p>
160	その他	<p>P80_「(別添2)秋田県能代市、三種町および男鹿市沖における協議会意見とりまとめ」において、「基金への出捐等の規模（総額）については、20年間の売電収入と見込まれる額の0.5%を目安とする」とある。FIP制度へ移行する場合、仮にコーポレートPPA等による売電を行う場合には、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①それらを含めた全売電収入に対して0.5%の金額を目安にする、という理解で正しいか。 ②上記①の理解が正しい場合、どのように事業者の売電収入を国が確認するのでしょうか。 	<ol style="list-style-type: none"> ①については、基金への出捐規模を含め、協議会意見とりまとめが、法定協議会での確認を経ずに変更されることはありません。 ②については、発電事業者から提出されるコーポレートPPAによる売電契約の証憑から、売電収入を確認します。
161	その他	<p>地元貢献策競争の中止：事業者には既に地元貢献を目的とした基金負担の義務が定められています。地方行政はこの基金を元に地方振興施策を実行すべきであり、事業者にさらなるリスクと費用負担を求めるべきではありません。</p> <p>以上</p>	<p>洋上風力発電を実施する上では、地元の理解を得ることが不可欠であるため、評価基準の策定に当たっては、地域との調整等に関連する要素についても十分に配慮することとしており、「地域との調整・地域経済等への波及効果」の大項目を設定しています。</p>

番号	分類	御意見	御意見に対する考え方
162	その他	<p>そもそも、第1回公募が失敗に至っているにもかかわらず、失敗の原因となった制度を制定したエネ庁及びエネ庁下に設置された委員会・ワーキンググループ並びに第1回公募において誤った評価をしたエネ庁及び第三者委員会の責任が問われることなく、公募毎に付け焼刃の制度変更で終始していることが大きな問題であり、まずはエネ庁やエネ庁下に設置された委員会・ワーキンググループ、第三者委員会が制度や評価の失敗を認めるとともに、真に事業の実現性が評価される制度の制定とそれを評価できる体制の構築を早急に行うべきと考えます。</p> <p>過当な価格競争を避けるために、事業者が提案した供給価格を非開示とすることも一案と考えます。そのような仕組みを導入することで、公募に参加する事業者が他事業者の目を気にすることなく、事業が成立するための真の供給価格で提案する動機付けになることが期待されます。他方、仮にこのような仕組みを導入したとしても、事業の実現性に乏しい低供給価格を提案する事業者も一定数現れることが予想されますが、公募の評価を担うエネ庁及び第三者委員会は、供給価格が低ければ低いほど事業の実現性が下がることを改めて理解する必要があると考えます。</p> <p>また、制度設計に携わるエネ庁下に設置された委員会・ワーキンググループや公募を評価する第三者委員会の委員選定について、電力事業の実務経験を有しない学識経験者や専門家が大半を占めていては、市場や事業の実態に基づいた制度設計の適否の判断や事業の実現性の評価が困難であることから、事業者の立場で電力事業に深く携わった経験を有する民間の人材も起用する必要があると考えます。</p>	<p>世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレによる費用増大などによる収入・費用の変動が起こる中で、我が国における再エネ主力電源化の実現を確実なものとしていく観点から、国民負担に中立的な形で、事業実施の確実性を高めるための規律強化・環境整備を進めるため、関係審議会において議論し、公募制度の見直しを行っています。また、関係審議会や公募審査における第三者委員会の委員については、各分野に関する学識経験者及び専門家で構成されており、御指摘の観点からも評価を行っています。</p>
163	その他	<p>過去に行われた公募の評価委員を公表すること、その評価結果の妥当性について官民共同の場で公正な評価を行うこと、今後の評価委員の選定基準を確立することが必要と考える。</p> <p>選定された事業者による事業実施が困難となった背景には、評価委員が正しく事業実現性を評価出来ず、事業実現性の低い事業者を選定したことに一因としてあると考えるためである。</p> <p>評価者としての資質が十分であったかが確認されると共に、今後公正な評価が可能な評価委員が選定されることが仕組みとして担保されれば、今後の公募において事業実現可能な事業者が選定されるのかという懸念を払拭出来るものとする。仮に洋上風力発電事業の開発・建設・運転の実経験を有さない企業や学識経験者で評価委員が構成されているのであれば、評価委員の事業に対する理解が根本的に不足している可能性が高く、事業実現性を正當に評価することは非常に困難であるとする。</p> <p>尚、評価委員を公表することへの懸念については、既に公募が終了していることから問題がないものとする。</p>	<p>第三者委員会については、第2ラウンド、第3ラウンドともに、各海域ごとに風力発電、海洋構造物、財務・ファイナンス、地域、法務の各分野に関する学識経験者及び専門家8名で構成されており、御指摘の観点からも評価を行っています。</p>
164	その他	<p>公募占用指針の策定や見直しを議論する場となってきた「総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会洋上風力促進ワーキンググループ 交通政策審議会港湾分科会環境部会洋上風力促進小委員会 合同会議」（以下、「合同会議」という）の委員の見直しを行うべきと考える。</p> <p>選定された事業者による事業実施が困難となった背景には、事業実現性の理解が乏しい委員によって、事業実現性を正しく評価出来ない公募の在り方が決められてきたことが一因としてあると考えるためである。</p> <p>合同会議の委員選定基準は不明確であり、公の場で定められた基準に則り、十分な経験と資質を有する委員が選定されるべきと考える。</p> <p>合同会議は、日本における洋上風力発電事業の普及を大きく左右する重要事項が決定される場であり、そのような場で議論する委員を、洋上風力発電事業の開発・建設・運転の経験を有さない企業や学識経験者ばかりで構成することは、日本の洋上風力発電市場の発展に繋がらないと考える。洋上風力発電事業の実経験を有する事業者や工事会社を委員に加えて、真の意味で事業実現性を理解している委員によって公募の在り方が議論されるべきと考える。</p>	<p>合同会議の委員については、専門的知見を有する委員を適切に任命しています。</p>
165	その他	<p>合同会議における議論や意思決定のプロセスについてルールを定めるべきと考える。</p> <p>例えば、遡及的なFIP転換やJOGMECによるセントラル調査の基本化の議論等は非常に重要な決定であるにもかかわらず、資料としてそもそも説明されていない、もしくは1-2ページの資料をもって表面的な説明が行われたのみで、法的妥当性や具体的な制度設計について十分な議論がなされた記録がないと理解する。事務局案に対して十分な議論を行わないまま、拙速に制度変更が発議されており、委員はその責任を果たしていないと共に、意思決定のプロセスに問題があるとする。</p> <p>国内外の洋上風力発電業界関係者から、日本では十分な議論がなされずに一部の事務局によって重要な決定が進められていると捉えられれば、日本の洋上風力発電市場そのものの信頼失墜に繋がり、日本の脱炭素目標の達成を著しく困難にするものとする。</p>	<p>合同会議については、関係規程に基づき適切に運営しています。なお、FIP移行に係る規定の明確化の経緯については、No.1の回答をご覧ください。</p>
166	その他	<p>実現性評価専門チームの立ち上げ：ラウンドごとに評価者が変わることは適切ではありません。評価者は過去のラウンドの失敗から学び、事業のファンダメンタルズを理解し、技術的知見やノウハウを蓄積するべきです。技術的評価が適切に行えないコンサルタントに安易に委託するべきではありません。</p>	<p>公募占用計画の評価プロセスにおいては、コンサルタントへの委託ではなく、学識経験者及び専門家等により構成される第三者委員会の意見を踏まえて経済産業省及び国土交通省が行っています。</p>